

業務委託一者特命随意契約結果一覧（平成31年4月～令和元年6月契約分）

※令和元年10月23日、53番の記載内容の一部を訂正しました。訂正の詳細は、資料末尾の正誤表にて確認してください。

※令和2年8月28日、387番を追加しました。

◆年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課（施設）
1	平成31年度石巻市派遣職員 従事用車両賃貸借業務	株式会社トヨタレンタ リース浜松	H31. 4. 1	1,036,800	<p>浜松市の登録業者であり、着任先である石巻市に営業所を有している事業者を選定した。</p> <p>石巻市への長期派遣従事者用の車両であるため、石巻市役所周辺で期間中に定期点検、車検及び冬季における冬用タイヤへの交換等、定期的にメンテナンスを行うことが可能な業者を選定した。</p> <p>また、派遣職員の長時間運転のリスクを考え着任場所から近い場所での貸し出しが可能な業者を選択した。車両賃貸借登録業者で石巻市役所周辺に営業所を有している事業者は、(株)トヨタレンタリースのみであることから、指名業者として1者特命とした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	危機管理監 危機管理課 (電話：053-457-2537)
2	浜松市防災行政無線（水窪及び龍山地区）保守点検業務	株式会社HYSエンジ ニアリングサービス	H31. 4. 1	3,186,000	<p>当該無線設備については製造元である日立電子㈱が独自開発したシステムの主装置、端末装置、通信回線で整備されている。そのため、日立電子㈱の直系関連会社でない業務を適切に実施することができない。市登録業者では指名業者のみである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	危機管理監 危機管理課 (電話：053-457-2537)
3	浜松市防災行政無線（旧浜松市域、引佐地区、浜北区、春野地区及び佐久間地区）・J-ALERT保守点検業務	パナソニックシステム ソリューションズジャ パン株式会社 中部社	H31. 4. 1	8,567,640	<p>当該機器設備については、製造元であるパナソニック株式会社が独自開発したシステムの指令・監視制御ソフト、主装置、端末装置及び通信回線などから構成されているため、パナソニック株式会社の関連会社でなければ適切に保守点検を行うことができない。市登録業者では、指名業者のみに限定される。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	危機管理監 危機管理課 (電話：053-457-2537)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
4	浜松市防災行政無線(雄踏及び三ヶ日地区)・地域防災無線保守点検業務	静岡日電ビジネス株式会社 浜松支店	H31.4.1	13,824,000	当該無線装置は製造元である日本電気株式会社(NEC)の独自仕様システムの統制台、制御装置、通信回線等により整備されている。そのため、日本電気株式会社(NEC)の関連会社でないと業務を適切に実施することができない。市登録業者では指名業者のみに限定される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	危機管理監 危機管理課 (電話:053-457-2537)
5	浜松市防災行政無線(舞阪、細江及び天竜地区)保守点検業務	株式会社富士通ゼネラル 中部情報通信ネットワーク営業部	H31.4.1	5,015,520	当該無線設備について、製造元である富士通株式会社は詳細な回路及び技術資料の公開を制限している。そのため、富士通株式会社の関連会社でないと業務を適切に実施することができない。市登録業者では、指名業者のみに限定される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	危機管理監 危機管理課 (電話:053-457-2537)
6	浜松市防災アプリ運用管理業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	H31.4.1	1,198,800	「浜松市防災アプリ」は株式会社浜名湖国際頭脳センターが開発したものであり、サービス提供のためのサーバも当該業者が管理している。また、本サービスを継続するためには、本アプリの詳細な知識と技術が必要であり、開発元である業者以外では保守を行うことができない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	危機管理監 危機管理課 (電話:053-457-2537)
7	接遇研修業務委託	株式会社エスエスブレン	H31.4.3	2,592,000	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適切ではない。平成26年度に実施した指名型プロポーザルにより企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定し、以降の研修において受講者から高い評価を受けており、質の高い研修を継続的に実施する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	総務部 人事課 (電話:053-457-2088)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
8	職場の接遇センスアップ研修業務委託	株式会社話し方教育センター	H31. 4. 18	2, 298, 956	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適切ではない。平成27年度に実施した指名型プロポーザルにより企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定し、以降の研修において受講者から高い評価を受けており、質の高い研修を継続的に実施する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	総務部 人事課 (電話：053-457-2088)
9	平成31年度 人事考課研修(基礎編、育成面談編)業務委託	学校法人 産業能率大学	H31. 4. 3	1, 605, 600	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適切ではない。浜松市人材育成基本方針及び人事考課制度の立案に携わっており、本市の実際の制度運用に即した研修を実施する上で他の事業者へ代替することは困難であり、質の高い研修を継続的に実施する必要があるため。 過去の人事考課研修において、受講者から高い評価を受けている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	総務部 人事課 (電話：053-457-2088)
10	マネジメント能力向上研修業務委託	株式会社ビジネススクール・マネージメント・ブレイン・アソシエーション	R1. 6. 3	1, 080, 000	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適切ではない。平成26年度に実施した指名型プロポーザルにより企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定し、以降の研修において受講者から高い評価を受けており、質の高い研修を継続的に実施する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	総務部 人事課 (電話：053-457-2088)
11	包括外部監査	鈴木 實	H31. 4. 1	14, 616, 000	包括外部監査契約は、特定の資格を有する者と契約する必要があり、効果的な監査を行うため、地方自治体監査を行うにふさわしい特定の者をその者の能力、識見等を熟知している関係団体から推薦を受ける方法により選任し、当該契約を締結することが適切であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	総務部 政策法務課 (電話：053-457-2798)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
12	令和元年度浜松市勢要覧 (令和2年度版) 編集業務	株式会社アプライズ	R1. 5. 17	2, 799, 500	業務範囲から印刷・製本業務を外し、企画や編集を専門とする業者の、高度な創造性や技術力、専門的な技術や経験を求めた。 平成30年度の契約業者及び冊子作成実績がある5社によるプロポーザル(指名型)によって、最も評価の高い者を選定するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	企画調整部 広聴広報課 (電話: 053-457-2021)
13	令和元年度市政情報誌 編集・印刷業務	良い広告株式会社	R1. 6. 5	4, 607, 340	市の魅力や市内企業の情報に精通している必要があるため、これまでの実績等も考慮し指名型プロポーザル方式とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	企画調整部 広聴広報課 (電話: 053-457-2021)
14	浜松市外国人学習支援センター業務委託	公益財団法人浜松国際交流協会	H31. 4. 1	59, 400, 000	当センター業務の実施当たり、月曜から金曜までの午前9時から午後5時までの間において、90分以上の日本語講座を年間290回実施できる人員の配置と日本語教育を適切に推進、コーディネイトできる人材が必要である。加えて、市民協働により講座を実施することとしており、人材についてはボランティア支援者の確保が求められる。これらの人員配置が行え、人材を要するのは、常時60人を超える日本語学習支援組織と文化庁地域日本語コーディネーター研修修了者が所属している浜松国際交流協会のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	企画調整部 国際課 (電話: 053-457-2359)
15	浜松市多文化共生センター業務	公益財団法人浜松国際交流協会	H31. 4. 1	41, 472, 000	当センター業務の実施に当たり、多文化共生業務に関わる知識と業務経験を有する職員を配置することとしている。当該知識と経験を証する現行唯一の制度として自治体国際化協会の「多文化共生マネージャー」認定制度があり、市内において認定を受けている職員が所属しているのは浜松国際交流協会のみである。 また、多言語相談についてポルトガル語、スペイン語、タガログ語、中国語、ベトナム語に堪能なバイリンガル職員の配置が必要であり、該当複数言語に対応した職員体制があるのは同協会のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	企画調整部 国際課 (電話: 053-457-2359)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
16	浜松市定住外国人の子供の 就学促進業務	公益財団法人浜松国際 交流協会	H31. 4. 1	23, 328, 000	当業務は、文部科学省の制度事業による外国人の子供に対する就学に向けた「公立学校、地方自治体その他団体で連携した支援体制の構築を図る」ことを目的とするものである。支援体制の構築には、市と学校との連携はもとより、市内支援団体との連携が必要であるが、市内の支援ネットワークを有するのは国際交流協会が唯一である。また、就学支援を行うに当たっては、就学相当年齢の子供の約6割がブラジル国籍であることから、ポルトガル語バイリンガルのコーディネーターを常時1人配置する必要がある、これが可能なのは同協会のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	企画調整部 国際課 (電話：053-457-2359)
17	浜松市における地域日本語 教育の総合的な体制づくり 推進業務	公益財団法人浜松国際 交流協会	R1. 6. 28	3, 888, 000	当業務の実施に当たり、業務全体をコーディネートできる人材と、日本語教育に関する専門的な知識や経験を有する協力者の確保も求められる。こうした業務が実施できるのは、文化庁地域日本語コーディネーター研修修了者が所属し、現在も継続して市から日本語教育に関する業務を一括して受託している浜松国際交流協会のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	企画調整部 国際課 (電話：053-457-2359)
18	平成31年度北区・浜北区光 通信設備保守管理業務委託	西日本電信電話株式会 社 浜松支店	H31. 4. 1	24, 084, 000	公設民営方式にて敷設した光通信設備で、IRU契約により光ファイバ等を貸し付ける場合は、借り手である西日本電信電話株が通信設備を支配・管理するものとして規律され、対象となる設備も同局舎内に設置していることから、他に実施できる事業者は存在しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2722)
19	平成31年度パソコン監視・ 遠隔制御システム等運用保 守業務	遠鉄システムサービス 株式会社	H31. 4. 1	2, 581, 200	機能をカスタマイズした「パソコン設定変更ツール」は、遠鉄システムサービスが独自にカスタマイズした著作物(プログラム等)であり、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2723)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
20	平成31年度ファイル共有サーバー運用保守業務	日本電気株式会社浜松支店	H31.4.1	1,620,000	<p>ファイル共有サーバで使用しているハードウェア及びソフトウェア等が日本電気株式会社製であり、浜松市の環境に合わせた独自のカスタマイズが必須の著作物(プログラム等)であり、他の事業者による保守はできないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	企画調整部 情報政策課 (電話:053-457-2723)
21	平成31年度二要素認証システム運用保守業務	日本電気株式会社浜松支店	H31.4.1	8,164,800	<p>二要素認証システムは、浜松市のネットワークおよび端末環境に合わせた調整等が必須となるセキュリティシステムであり、著作権の関係によりソフトウェアの調整は日本電気株式会社でなければ実施することができないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	企画調整部 情報政策課 (電話:053-457-2723)
22	平成31年度地域情報系ネットワーク運用保守業務	西日本電信電話株式会社 浜松支店	H31.4.1	12,927,600	<p>庁内で日常使用されている内線電話は、地域情報ネットワークを介したいわゆる「IP内線電話」であり、本庁舎等の電話交換機(PBX)を設置・保守しているNTT西日本以外ではメンテナンスすることが不可能なため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	企画調整部 情報政策課 (電話:053-457-2723)
23	平成31年度業務端末システム運用保守業務	日本電気株式会社浜松支店	H31.4.1	3,304,540	<p>オンライン業務端末にインストールしている戸籍システム・分散住民票システムのソフトウェアなどが著作物(プログラム等)であり、他の事業者による保守はできないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	企画調整部 情報政策課 (電話:053-457-2723)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
24	平成31年度行政情報系ネットワーク運用業務	日本電気株式会社浜松支店	H31.4.1	15,513,120	現在の浜松市のネットワーク構築は日本電気が行ったものであり、日本電気が独自にカスタマイズした著作物(プログラム等)であり、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話:053-457-2723)
25	平成31年度ネットワーク連携システム運用業務	富士通株式会社浜松支店	H31.4.1	3,188,160	本システムの構築は富士通株式会社が行ったものであり、独自にカスタマイズした著作物(プログラム等)である。従って、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話:053-457-2723)
26	平成31年度LGWANネットワーク運用業務	日本電気株式会社浜松支店	H31.4.1	1,117,800	現在の浜松市のLGWANネットワーク構築は日本電気が行い、日本電気が独自にカスタマイズした著作物(プログラム等)であり、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話:053-457-2723)
27	平成31年度地図情報システム運用保守	株式会社インフォマティクス	H31.4.1	8,566,560	現在庁内で運用している地図情報システム「GeoCloud」は、インフォマティクスの著作物(プログラム等)であり、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話:053-457-2723)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
28	共同利用サーバ(課税検索システムデータ更新自動化)改修業務委託	東京コンピュータサービス株式会社 静岡営業部	R1. 5. 24	3,866,400	本処理は処理負荷が高く、実行中、共同利用サーバ上で稼働している他システムのレスポンスが遅くなる等、影響があり、夜間単独処理を行っている。本処理を日中に実行可能とする改修には、システム全体の負荷状況を監視している共同利用サーバ保守運用業者であり、開発業者である東京コンピュータサービス(株)しかできない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話:053-457-2724)
29	ICT調達支援業務委託	株式会社ブレインワークス	R1. 5. 31	5,896,000	公募型プロポーザル方式により、企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話:053-457-2724)
30	公共事業に伴う測量及び表示に関する登記事務(単価契約)	公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会西部事務所	H31. 4. 1	152,136,000	・調査士協会は、その設立目的が「専門的能力を結合して、官公署等による調査・測量、その登記の適正かつ迅速な実施に寄与することにある」ため公共性が高く、組織的な業務執行が可能であるとともに責任の所在が明確である。 ・本業務について、調査士協会に所属する土地家屋調査士以外に、入札参加資格登録している土地家屋調査士がない。以上のことから、本市における本業務の確実な遂行と正確性を確保し、将来に亘り成果の責任所在を明確にする業者は、調査士協会の他には無いため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 アセットマネジメント推進課 (電話:053-457-2276)
31	平成31年度 建設工事技術管理事業 土木総合情報システム保守業務	株式会社 浜名湖国際頭脳センター	H31. 4. 1	9,162,720	土木総合情報システムは、当該会社が開発したもので、システム構成等の多くが特殊仕様であり、他社によるシステム管理は困難であるため、当該会社の1者特命とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 技術監理課 (電話:053-457-2426)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
32	浜松市 土木総合情報システム改善業務(更新設定)	株式会社 浜名湖国際頭脳センター	R1.5.23	6,902,280	浜松市土木総合情報システムは当該会社が開発したもので、システム構成等の多くが特殊仕様となっており、他社によるシステム管理は困難である。このことから、本業務は随意契約(1者特命)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 技術監理課 (電話:053-457-2426)
33	令和元年度浜松納税意識啓発業務	浜松納税意識啓発市民会議	R1.5.1	2,000,000	本事業は「市民自ら納税の大切さを啓発する」ことを目的としている。本事業の委託先は官民が協働で活動する事業者である必要があり、適した事業者は市内の税関連団体・商工関係団体・報道機関が連携して設立した「浜松納税意識啓発市民会議」以外に存在しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 税務総務課 (電話:053-457-2141)
34	平成31年度浜松市固定資産税評価地理情報システム保守運用業務	株式会社フジヤマ	H31.4.1	4,860,000	浜松市固定資産税評価地理情報システムは同社に著作権があり、システムの保守運用作業は同社にしか行うことができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 資産税課 (電話:053-457-2629)
35	令和元年度標準宅地の時点修正実施のための意見書作成業務	静岡県不動産鑑定協同組合、一般財団法人不動産研究所浜松支所、中部ガス不動産株式会社特定業務委託共同体	R1.6.28	9,563,400	令和2年度の土地価格の修正措置を実施するための資料として、平成30年7月1日から令和元年7月1日までの標準宅地の価格の下落状況についての意見書の提出を求めるもの。下落状況の調査には、不動産鑑定に係る専門的な知識が必要となり、同共同体以外に行なうことができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 資産税課 (電話:053-457-2629)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
36	令和元年度家屋評価計算入力業務	株式会社SBS情報システム	R1.6.28	12,941,964	<p>家屋評価計算は評価の均衡上、同一の基準、計算方法によって行う必要があり、本市で使用している家屋評価システムは、同社が開発したものを本市独自の設定に同社が管理運用しているものであり、それと完全に同期のとれたシステム環境で家屋評価計算データ入力業務を行うことは他の業者にはできないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	財務部 資産税課 (電話:053-457-2629)
37	浜松市滞納整理業務BIツール導入構築業務	日本電気株式会社浜松支店	R1.6.28	9,839,500	<p>本業務は、日本電気株式会社浜松支店とH29に行ったビッグデータ分析技術の実証実験において得られた、同社に著作権が帰属する実証実験の成果品を使用することから、他社では業務が行えないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	財務部 収納対策課 (電話:053-457-2268)
38	浜松市滞納整理業務BIツール環境運用及び保守業務	日本電気株式会社浜松支店	R1.6.28	8,829,150	<p>本業務は、日本電気株式会社浜松支店とH29に行ったビッグデータ分析技術の実証実験において得られた、同社に著作権が帰属する実証実験の成果品を使用することから、他社では業務が行えないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	財務部 収納対策課 (電話:053-457-2268)
39	証明書コンビニ交付システム運用支援業務	日本電気株式会社浜松支店	H31.4.1	9,406,800	<p>証明書コンビニ交付システムは日本電気株式会社が同社製のパッケージソフトを使用して構築しているものであり、技術的支援(問い合わせに対する調査・回答)等は同社しか行うことが出来ないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	市民部 市民生活課 戸籍住基担当 (電話:053-457-2121)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
40	戸籍および住民基本台帳ネットワークシステム運用支援業務	日本電気株式会社 浜松支店	H31. 4. 1	12, 441, 600	戸籍及び住民基本台帳ネットワークシステムは日本電気株式会社が同社製のパッケージソフトを使用して構築しているものであり、技術的支援(問い合わせに対する調査・回答)等は同社しか行うことが出来ないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 市民生活課 戸籍住基担当 (電話: 053-457-2121)
41	住民記録システム等改修(マイナンバーカード等の記載事項の充実)業務	日本電気株式会社 浜松支店	R1. 6. 27	2, 788, 500	住民記録システムは日本電気株式会社製のパッケージソフトを使用している。さらに、住基ネットシステム、コンビニ交付システムはいずれも日本電気株式会社浜松支店により構築されたものである。密接な関係にあるシステムの改修対応を一体的に実施するのは、これらソフトウェアの著作権を有する同社しかできないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 市民生活課 戸籍住基担当 (電話: 053-457-2121)
42	浜松市小学校向けフェアトレード等消費者教育教材作成業務	公益財団法人消費者教育支援センター	R1. 6. 3	2, 197, 580	指名業者は、内閣府及び文部科学省の認可を受けて設立された公益財団で、消費者教育に関する専門機関である。国の消費者教育施策や学習指導要領に精通し、消費者教育の調査、研究のほか、教員研修や教材作りにも高い専門性を有している。このような業者は他に存在せず、本市では平成27年度以降継続して教材開発業務を委託しており、これまでの成果を生かして地域に合った教材を作成できる業者は他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 市民生活課 くらしのセンター (電話: 053-457-2635)
43	若者を対象としたエシカル消費普及・促進業務	公立大学法人静岡文化芸術大学	R1. 6. 11	1, 782, 999	指名業者の静岡文化芸術大学は、フェアトレードに関して専門的な知識を有する人材が豊富で、2017年11月にはフェアトレードに取り組む団体等を対象とした全国フォーラムを主催し、2018年2月には国内初のフェアトレード大学に認定されている。今回の若者を対象とした全国フォーラムは大学と市が役割分担し連携して実施するもので、一連の流れの中で市主催部分を委託できる業者は他にないと判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 市民生活課 くらしのセンター (電話: 053-457-2635)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
44	平成31年度中山間地域ラジオ発信事業業務委託	浜松エフエム放送株式会社	H31. 4. 1	1,684,800	<p>本業務の実施にあたっては、本市中山間地域に密着した生活情報を市内都市部にタイムリーに発信する必要がある。こうした業務を実施するには、浜松市内に放送局を構え、都市部を中心に放送しているコミュニティ放送局であることが必要である。こうした要件を備えた市内唯一のコミュニティエフエム放送局であることから、当該事業者へ一者特命契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	市民部 市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2243)
45	平成31年度浜松市子ども中山間地域交流事業業務委託	山ノ舎	H31. 4. 1	2,157,840	<p>本事業の趣旨を踏まえ、以下の要件を全て満たし、取り組むことができる唯一の団体が山ノ舎であるため、特命で委託契約を締結する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○旅行業の登録がされている団体であること。 ○市内中山間地域の実情に精通していること。 ○市内中山間地域の宿泊体験施設及び地域団体に精通していること。 ○アウトドア活動の実績がある旅行業務取扱管理者が在籍していること。 ○都市部と中山間地域とのコーディネート実績があり、事業実施を確実に見込まれる能力を有している旅行業務取扱管理者が在籍していること。 ○小中学生1～2学年(1～4クラス)規模である最大150人程度が宿泊可能な唯一の施設として利活用が見込まれる春野山の村の実情に精通していること。 <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	市民部 市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2243)
46	平成31年度中山間地域新たな仕事づくり研究事業「陸上養殖部会」業務委託	特定非営利活動法人がんばんらまいか佐久間	H31. 4. 1	8,418,600	<p>本業務の実施にあたっては、以下の要件を備えていることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験場所となる旧佐久間学校給食センターにおいて、施設管理及び雇用確保が確実にできること。 ・地域住民及び団体等と一体となった地域ぐるみでの実施ができること。 ・陸上養殖の実証実験が当初から実施できること。 ・実績に基づき、事業が実施できること。 <p>これら要件を全て満たす唯一の団体ががんばんらまいか佐久間であるため一者特命契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	市民部 市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2243)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
47	平成31年度行政連絡業務	浜松市自治会連合会	H31. 4. 1	2,000,000	<p>浜松市自治会連合会は、市内の全自治会を統括しており、市が依頼する行政文書配布等の業務をすべての単位自治会で円滑に実施させることができる唯一の団体であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	市民部 市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2094)
48	平成31年度浜松学生ボランティアネットワーク事業運営業務	学生FRESH	H31. 4. 1	1,250,000	<p>本事業は、市内のボランティア活動を行う学生に対し、学生同士が情報交換する機会及び社会に情報発信する機会を設けることで学生のボランティア活動を支援し、将来の市民活動を担う人材を育成することを目的とするものである。</p> <p>平成26年度にボランティアネットワークを構築して以降、学生とは「学生のボランティア活動を活発化する方策」について協議してきた。その中で、学生からは「学生の活動支援は、学生が行うことで最も効率的に行うことができる」という意見を得ている。</p> <p>学生の自主・自立を促し、「学生による学生支援」を実現するためには、市内でボランティア活動に取り組んだ実績がある学生で構成され、かつ、中間支援の役割を果たすための幅広い分野の知識・経験や各学生団体と連絡調整をとることができる能力が必要である。</p> <p>当該団体は、学生団体の代表として活動した経験があり、「浜松学生ボランティアネットワーク」に参加し、学生によるボランティア活動の意義や必要性、課題について意識共有ができる学生により構成されている。</p> <p>市内で学生ボランティア活動を実践してきた経験を生かし、他の学生への助言や既存の学生団体との連携、企業及び市民活動団体との調整等を行うことができる学生団体は、この団体をおいて他にはないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	市民部 市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2094)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
49	平成31年度「女性活躍就労継続支援講座(仮称)」実施業務委託	株式会社マイインポータント	R1.6.10	1,775,516	指名型プロポーザルによる調達において、最もすぐれた企画提案を行った事業者として特定後、見積合せを実施し、決定したもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 UD・男女共同参画課 (電話:053-457-2561)
50	平成31年度「ワーク・ライフ・バランス等推進プロジェクト(仮称)」実施業務委託	株式会社NOKI O O	R1.6.17	2,592,000	公募型プロポーザルによる調達において、最もすぐれた企画提案を行った事業者として特定後、見積合せを実施し、決定したもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 UD・男女共同参画課 (電話:053-457-2561)
51	浜松市アクトシティ音楽院事業運営業務	公益財団法人浜松市文化振興財団	H31.4.1	30,730,999	浜松市は平成10年に浜松市アクトシティ音楽院を公設し、市民の音楽文化に関する学習の機会の場の提供と音楽界に活躍する人材の育成を図るため、様々な音楽文化事業を展開しており、公益財団法人浜松市文化振興財団は、その事務局として、これらの事業を市に代わって担ってきている。この豊富な実績に加え、本事業を運営していくには、地域や学校、音楽関係者等との信頼関係に基づく綿密なネットワークが不可欠である。このことから、本事業を遂行できる団体は、これらのノウハウを有する当財団においてほかにはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 創造都市・文化振興課 (電話:053-457-2417)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
52	ジュニアオーケストラ浜松育成事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	H31.4.1	21,496,999	<p>ジュニアオーケストラ浜松の団員は、小学3年生から高校3年生まで、最長9年間の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って事業を遂行していくことが最も重要であり、求められる。</p> <p>公益財団法人浜松市文化振興財団は、青少年の音楽団体育成を当財団が取り組むべき柱の事業として位置づけており、これまでの音楽文化事業の実績に加え、学校教育との連携事業を通して各学校関係者や保護者との間に深い信頼関係を築いている。このことから、本事業を遂行できる団体は当財団をおいてほかにいない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
53	ジュニアクワイア浜松育成事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	H31.4.1	10,962,999	<p>ジュニアクワイア浜松の団員は、小学2年生から高校3年生まで、最長10年間の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って事業を遂行していくことが最も重要であり、求められる。</p> <p>公益財団法人浜松市文化振興財団は、青少年の音楽団体育成を当財団が取り組むべき柱の事業として位置付けており、これまでの音楽文化事業の実績に加え、学校教育との連携事業を通して各学校関係者や保護者との間に深い信頼関係を築いている。このことから、本事業を遂行できる団体は当財団をおいてほかにはない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
54	まちなかコンサート開催事業業務委託	公益財団法人浜松市文化振興財団	H31.4.1	15,705,999	<p>(公財)浜松市文化振興財団は、浜松市吹奏楽連盟、浜松市合唱連盟、ジャズ協会等と連携して様々な音楽文化事業に取り組み、中でも、浜松吹奏楽大会や市民文化フェスティバル、アクティビティ音楽院事業等により、各連盟及び学校関係者等との厚い信頼関係を築いてきている。</p> <p>本事業を実施する上で、合計100団体以上の音楽団体の出演調整を各連盟と連携して円滑に行うことが必須となっており、多くの音楽団体とネットワークを築いている当財団しかできないため委託業者として選定した。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
55	平成31年度 浜松版アートカウンシル運営業務	公益財団法人浜松市文化振興財団	H31.4.1	32,811,000	<p>本業務は創造都市実現を目指す本市の重要施策である、浜松版アートカウンシルを設置し、運営する業務であり、実施にあたっては文化事業に関し豊富な経験、専門知識やノウハウが必要なほか、安定して公益的事業を継続実施できる組織であることが求められる。こうした要件を満たすことができる事業者は、公益財団法人浜松市文化振興財団においてほかに無いことから、同財団を特命の事業者として選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2301)
56	浜松科学館施設維持管理及び開館準備等業務委託	乃村工藝社・SBSプロモーション共同事業体	H31.4.1	51,648,840	<p>科学館のリニューアル事業はDBO(Design-Build-Operate)方式を採用しており、7月のリニューアルオープン後の事業運営は乃村工藝社・SBSプロモーション共同事業体を実施する。オープンに向けた運営準備及び施設管理業務を継続的かつスムーズにオープン後につないでいくとともに、オープン後の事業を見据えた企画・運営及び効果的な広報プロモーションを実施できるのは、リニューアルコンセプトや展示の企画意図、機能を熟知している同共同事業体しかないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2413)
57	ブラジルホストタウンアドバイザー業務委託	石川 エツオ	H31.4.1	784,000	<p>石川エツオ氏は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会事前キャンプ実現に向けた浜松市の誘致活動において、ブラジルオリンピック委員会やパラリンピック委員会、各競技団体との連絡調整を行い、ブラジルオリンピック委員会及びブラジルパラリンピック委員会との覚書締結、ブラジル柔道連盟代表選手団の浜松合宿、市長以下、職員等のブラジル訪問交渉の成功に大きく貢献してきた。これまでの実績と、優れた調整力、ブラジルの各団体とのネットワークを持つ者は、やらまいか大使でもある石川エツオ氏以外にはない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	市民部 スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
58	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるブラジルチームの事前キャンプ誘致支援業務	石川 エツオ	H31. 4. 10	2,187,000	<p>今回の所期目的を達成するためには、ブラジルオリンピック委員会・パラリンピック委員会また競技団体との密接な関係と幅広い人脈、さらにブラジル現地での情報収集力、調整交渉力が求められる。これまでの事前キャンプ誘致活動におけるブラジル訪問、ブラジル諸団体の浜松市訪問に同行し、培った信頼関係と経験を有し、本市の誘致・支援活動への専門的アドバイスを行うブラジルホストタウンアドバイザーである石川エツオ氏以外の人材はいない。よって、特命により契約を行う。</p> <p>なお、石川エツオ氏は、ブラジル総領事の顧問弁護士であり、浜松市のやらまいか大使でもある。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	市民部 スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
59	平成31年度浜松市トップアスリート連携事業業務委託	公益財団法人浜松市体育協会	H31. 4. 1	1,071,000	<p>本事業の実施にあたっては、地域の実情や子どもの指導方法、各競技特性、スポーツ活動の意義を熟知しているとともに、市・トップアスリート・学校等の三者との連絡調整が求められる。</p> <p>(公財)浜松市体育協会は、市と両輪となって本市のスポーツ振興を推進しており、上記の条件を満たし、本事業の目的を適切に達成できる唯一の業者である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	市民部 スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
60	平成31年度レクリエーション普及事業業務委託	公益財団法人浜松市体育協会	H31. 4. 1	1,152,000	<p>事業の企画・立案・運営を行うにあたっては、各種目に精通しており、会場確保や開催日程調整、各レクリエーション団体との連絡調整ができることが求められる。</p> <p>(公財)浜松市体育協会は、市と両輪となって本市のスポーツ振興を図るとともに、各レクリエーション団体を下部組織として構成していることから、種目ごとに効率的なコーディネートを図り、事業を効果的に展開・実施できる唯一の団体である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	市民部 スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
61	平成31年度浜松市民スポーツ祭開催事業業務委託	公益財団法人浜松市体育協会	H31. 4. 1	6, 310, 000	<p>本事業については、市民スポーツ祭の開催時期の調整及び会場確保、大会運営を行う各競技団体との連絡・調整を合理的・効率的に実施することが求められる。</p> <p>(公財)浜松市体育協会は、市と両輪となって本市のスポーツ振興を図るとともに、各競技団体を下部組織として構成していることから、種目ごとに効率的なコーディネートを図り、事業を効果的に展開・実施できる唯一の団体である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	市民部 スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
62	平成31年度浜松市地域スポーツ振興事業	公益財団法人浜松市体育協会	H31. 4. 1	10, 500, 000	<p>地域体育大会や各種スポーツイベントを実施するためには、本事業に関する知識・経験とともに各地区とのネットワークを有し、開催時期、会場確保、実施種目及び内容の調整などが必要である。</p> <p>(公財)浜松市体育協会は、市と両輪となって本市のスポーツ振興を図るとともに、各地区の体育振興会を下部組織として構成しており、事業を効果的に展開・実施できる唯一の団体である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号該当)</p>	市民部 スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
63	古橋廣之進記念浜松市総合水泳場運営事業運営監視支援業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社 静岡支社	H31. 4. 1	4, 125, 000	<p>本施設は、国際公認プールの全国でも有数の施設であり、契約内容、要求水準書、提案書の記載内容に基づく業務が適正に計画、履行されているかを詳細に確認できるかが選定基準となる。</p> <p>委託登録業者に確認したところ「一般的な財務モニタリングは可能であるが、水泳場の維持管理業務はできない」との回答を得ており、水泳場として専門的な運営、施設管理等ができる業者は全国的に実績のあるパシフィックコンサルタンツ静岡支社のみである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	市民部 スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
64	平成31年度 地域遺産センター公開展示エリアに係るデジタル機器保守管理業務	株式会社アコード	H31.4.1	1,492,560	<p>展示公開エリアに導入した機器や内蔵アプリケーションは、地域遺産センター用に開発・設定・調整されたものである。機器間で密接な連携が図られており、部品交換のみであっても、機器とソフトの設定や取扱いに精通した業者でないと不具合の原因になる。設置業務を行った業者以外では円滑な保守管理を行うことができないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	市民部 文化財課 (電話：053-542-3660)
65	浜松市立図書館 I C タグ 装 備 業 務	株式会社図書館流通センター 浜松営業所	H31.4.1	5,151,600	<p>浜松市立図書館の既存資料約2,545千冊には、すべて株式会社図書館流通センター製の I C タグの貼付及び書誌情報等のエンコード作業による I C タグ 装 備 が 行 わ れ、これをもとに図書管理電算システムにより収集・整理・保存・提供といった図書館の根幹業務を行っている。当該 I C タグは、他社製品との互換性はなく、万一、他社製品を使用した場合、既存資料、システム及び周辺機器との整合性に重大な支障をきたし、市民への図書館サービスが提供できなくなる。また、当該 I C タグは他社では取り扱いがなく、同社への業務委託以外に方法がないため、株式会社図書館流通センターに一者特命とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	市民部 中央図書館 (電話：053-456-0234)
66	第 7 次 図 書 管 理 電 算 シ ス テ ム 保 守 管 理 業 務	株式会社静岡情報処理センター 浜松営業所	H31.4.1	13,608,000	<p>平成30年10月から運用・稼働開始している第7次図書管理電算システムは、構築業務委託業者の株式会社静岡情報処理センターが構築した。パッケージシステムのインストールや設定、ネットワークの構築等に関する技術情報を他者が有することは不可能である。迅速な障害対応や各種問い合わせ対応、システム保守業務を行うためには、内部構造を熟知し、業務運用全体を把握する必要がある。第7次図書管理電算システム構築業務委託業者である株式会社静岡情報処理センター以外にこの業務に対応できる業者は他にない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	市民部 中央図書館 (電話：053-456-0234)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
67	浜松市立城北図書館自動出納書庫保守点検業務	日本ファイリング株式会社 名古屋支店	H31. 4. 1	5, 238, 000	<p>日本ファイリング株式会社は、自動出納書庫に使用されている機器の特許を有しており、他の装置を含め、対象となる機器において企業秘密に係る部分が多い。また、図書館システムと連携して自動出納書庫を作動させるプログラムソフトも日本ファイリング株式会社が独自で開発したものであるため、他業者では保守業務ができないことから、日本ファイリング株式会社を特命とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	市民部 中央図書館(城北図書館) (電話: 053-474-1725)
68	平成31年度避難行動要支援者システム保守業務	株式会社富士通マーケティング 静岡支社	H31. 4. 1	1, 036, 800	<p>本システムは指名業者が著作権を有しており、通常保守及び保守点検の範囲内で行われる軽微なシステム改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	健康福祉部 福祉総務課 (電話: 053-457-2326)
69	平成31年度 成年後見制度利用促進事業業務委託	社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会	H31. 4. 1	14, 330, 999	<p>浜松市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で地域福祉の推進を図る団体として規定されており、成年後見制度と関連の深い日常生活自立支援事業の実施主体でもある。</p> <p>本事業は、認知症高齢者や障害者等に対する権利擁護を目的とするものであり、社会福祉に関する知識と経験が必要である。浜松市社会福祉協議会は、福祉専門職が数多く配置され、地域の福祉ニーズを掘り起こす役割を担うとともに、市内で権利擁護支援センターや地区センターを運営し、成年後見制度利用促進のため、市民の相談に広く応じる体制を整えている唯一の団体であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	健康福祉部 福祉総務課 (電話: 053-457-2326)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
70	平成31年度オルガン演奏会等開催事業業務	公益財団法人 浜松市文化振興財団	H31.4.1	2,750,000	オルガン事業は、定期演奏会、オルガン講座等のソフト事業のみならず、保守点検や調律等ハード面にわたるまで多岐にわたり、専門的な知識と技術を要する業務である。事業の目的を達成するためには、ソフト面、ハード面ともに専門的な知識と技術を要する指名業者をおいて他にないため、当該事業者と契約するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 福祉総務課 (電話:053-457-2326)
71	浜松市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書発送等業務	凸版印刷株式会社 浜松営業所	R1.5.20	124,311,705	本業務は、内閣府より商品券の使用開始日(平成31年10月1日)が示されており、早急にかつ正確に事業を実施する必要がある。実施にあたり、専門性、技術力、最適な勤務実行体制、実績等を総合的な観点から判断して最適な業者を選定するため、公募型プロポーザルにより選定した。また、評価委員により提案内容を評価した結果、評価の高かった事業者を指名業者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 福祉総務課 (電話:053-457-2326)
72	生活保護システム保守業務委託	富士通株式会社 浜松支店	H31.4.1	6,057,936	本システムは指名業者が著作権を有しており、通常保守及び保守点検の範囲内で行われる軽微なシステム改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 福祉総務課 (電話:053-457-2032)
73	浜松市自立支援通訳等派遣事業委託	公益財団法人浜松国際交流協会	H31.4.1	1,234,200	本事業は、通訳だけではなく、実情に即した日常生活の相談や支援を実施する業務である。業務実施にあたっては、中国残留邦人等の置かれた現状を理解し、支援に精通していることが必要となるため、国が実施している中国残留邦人に係る研修会を受講していることを条件としている。契約業者は当該研修会を受講している職員を有しており、本事業を実施するための条件を満たす、市内で唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 福祉総務課 (電話:053-457-2032)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
74	浜松福祉協働センターマネジメント業務	社会福祉法人小羊学園	H31.4.1	1,588,000	<p>・浜松福祉協働センターは、地域、関係機関、障害サービス事業所が協働して運営するものであり、マネジメント業務は入居法人間の調整、地域との連携が必要である。また、障害特性の理解も必要である。社会福祉法人小羊学園は、他法人(好生会、澤記念会)とは違い、入居法人かつ障害者相談支援センター「浜松南」の構成法人であることから、円滑にマネジメント業務ができる唯一の法人である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
75	浜松市家庭訪問等個別支援事業	市内障害者相談支援事業所16箇所	H31.4.1	1,248,000	<p>・実施要綱に基づき、浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人全てに委託する。 ・台帳登録されている各区の事業所に委託し、相談者が身近に相談できる利便性を図るとともに、職員の迅速な訪問対応のため複数を委託するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
76	第19回全国障害者スポーツ大会浜松市選手団派遣及び選手選考業務	公益財団法人 静岡県障害者スポーツ協会	H31.4.1	116,064,966	<p>本事業は、障害特性を熟知したノウハウのある業者に委託することが必要であるとともに、県下の選手をまとめるための選手合宿・結団式・大会への派遣を行うため、委託ができる団体は「公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会」のみであり、代替性がないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2864)
77	障害支援区分審査事務	一般社団法人浜松市医師会	H31.4.1	4,500,000	<p>・障害支援区分認定事務は、介護保険の要介護認定事務を基本に設計されており、医師の作成する医師意見書の取りまとめや、医師への研修等の連絡調整をする必要がある。これらができ、医療機関を統括することができる唯一の団体である浜松市医師会を選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2864)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
78	浜松市移動支援事業	要綱規定により台帳に登載されている56事業所	H31.4.1	92,871,000	<p>・浜松市移動支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業(移動支援事業)実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2864)
79	浜松市日中一時支援事業	要綱規定により台帳に登載されている59事業所	H31.4.1	80,336,000	<p>・浜松市の日中一時支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業(日中一時支援事業)実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2864)
80	浜松市保育所等巡回支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 ・社会福祉法人ひかりの園 	H31.4.1	26,238,000	<p>・当該業務の実施については、国の実施要綱の中で、専門員の適切な専門性の確保が明記されている。障がい児の早期発見、早期対応のための助言や技術指導を行うには、児童発達支援事業所の中でも特に専門性を有するセンター事業所の対応が適しているため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2864)
81	浜松市障害支援区分認定調査業務	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人ひかりの園 ・社会福祉法人小羊学園 ・社会福祉法人聖隷福祉事業団 ・社会福祉法人天竜厚生会 	H31.4.1	2,720,000	<p>・障害者総合支援法第20条第2項により、認定調査に関する事務を、委託することができると規定されており、その委託先は委託相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、障害者支援施設と定められているため</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2864)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
82	浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業業務委託	セントケア中部株式会社(セントケア浜松)他12事業所	H31.4.1	23,573,000	<p>・浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施要綱に基づき、浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施施設・事業者台帳に登録され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
83	浜松市在宅重度身体障害者社会福祉施設利用入浴サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人聖隷福祉事業団(信生寮) ・社会福祉法人聖隷福祉事業団(和合愛光園) ・社会福祉法人慈恵会(西島寮) ・社会福祉法人峰栄会(さぎの宮寮) 社会福祉法人天竜厚生会(厚生寮) ・社会福祉法人峰栄会(きじの里) 	H31.4.1	3,864,000	<p>・浜松市在宅重度身体障害者社会福祉施設利用入浴サービス事業実施要綱第3条に基づき、事業実施の意向を協議し、指定単価で受託可能な施設を運営する社会福祉法人に委託することから、競争入札に適さないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
84	浜松市地域活動支援センターI型事業業務委託	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法人好生会 ・医療法人社団至空会 ・社会福祉法人みどりの樹 ・社会福祉法人聖隷福祉事業団 	H31.4.1	44,496,000	<p>・本事業を実施する事業者は、浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された法人のうち、浜松市地域生活支援事業(地域活動支援センターI型)実施施設・事業者台帳に登録された指定単価で受託可能な施設を運営する法人であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
85	浜松市ひとり暮らし重度身体障害者等配食サービス業務	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人聖隷福祉事業団 ・社会福祉法人峰栄会 ・株式会社D-on ・株式会社いづみ食品 ・株式会社アイケアサービス ・株式会社ホクエイ ・株式会社さいわい ・トータルフードサービス ・株式会社キッチンセンター掛川屋 ・株式会社ミツワ商店 ・社会福祉法人白龍会 ・社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 ・社会福祉法人千寿会 	H31.4.1	1,331,000	<p>本事業実施要綱第1条に規定の目的を達成することができ、事業実施を希望する事業者全てと契約するため、競争入札に適さない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
86	浜松市障害者福祉システム運用管理支援業務	富士通株式会社浜松支店	H31.4.1	15,427,022	<p>・本システムは指名業者が著作権を有しており、通常保守及び保守点検の範囲内で行われる軽微なシステム改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2863)
87	障害介護給付費等支払事務	静岡県国民健康保険団体連合会	H31.4.1	11,494,000	<p>・障害者総合支援法第29条第7項等により、介護給付費等の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託できると規定されており、その委託先は都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会(国民健康保険法第45条第5項)に定められているため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
88	障害児通所給付費支払事務	静岡県国民健康保険団体連合会	H31.4.1	6,442,000	<p>・児童福祉法第21条の5の7第14項等により、障害児通所給付費等の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託できると規定されており、その委託先は都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会(国民健康保険法第45条第5項)に定められているため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
89	障害福祉業務総合支援ソフト貸借事業	株式会社ニック	H31.4.1	1,944,000	<p>支給決定処理を必要とせず、国保連データの取り込みのみで幅広く正確に給付管理事務を行えるソフトは当該ソフト以外に無く、使用するには当該事業者との直接契約しかないため。また、当該事業者のサポート体制(障害福祉制度の解説を含めた電話サポート、研修会の開催、ニーズに対応した定期的な仕様変更等)も十分に整備されており、同様のものを提供できる事業者は他にないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
90	自立支援医療診療報酬審査支払事務	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県国民健康保険団体連合会 ・社会保険診療報酬支払基金 	H31.4.1	21,355,000	<p>・障害者総合支援法第73条第3項及び第4項により、公費負担医療機関に対する自立支援医療費等の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会に委託できると規定されており、委託する場合の相手方が法令で定められている。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2212)
91	重度障害者(児)医療費明細書審査支払事務	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県国民健康保険団体連合会 ・社会保険診療報酬支払基金 	H31.4.1	27,829,000	<p>・国保加入者分及び後期高齢加入者分は、県内全市町から委任を受けた静岡県が、本事業の支払事務を静岡県国民健康保険団体連合会と一括契約しており、また社会保険加入者分は支払基金法15条1項3号により社会保険診療報酬支払基金静岡支部が審査を委託できると規定されており、それぞれ審査を委託する場合の相手方が法令で定められているため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2212)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
92	企業伴走型障害者雇用推進事業	特定非営利活動法人くらしえん・しごとえん	H31.4.1	3,181,109	静岡県内で唯一の厚生労働大臣指定職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修機関であり、雇用課題に対する労務管理や障害特性に応じた職務設計など、多様な支援技術と高度な専門的知識をもって企業サポートができる機関は他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2212)
93	静岡県精神科救急医療対策事業	公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部	H31.4.1	20,999,000	・この事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。この事業の目的を達成するには、精神科病院間で十分な連携のもとに実施する必要がある。県内の各精神科病院と連絡調整を充分にとることのできる団体は、公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部のみであり、代替性がない (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
94	静岡県精神科救急身体合併症対応事業	社会福祉法人聖隷福祉事業団 総合病院聖隷三方原病院	H31.4.1	1,854,000	この事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。この事業の目的を達成するには、この事業の目的を達成するには、精神保健福祉法の指定病院としての機能を有し、かつ身体合併症の救急医療にも対応できる医療機関であることが必要とされる。県内の該当医療機関は、聖隷三方原病院のみであり、代替性がない (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
95	精神科救急情報センター事務	地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こころの医療センター	H31.4.1	2,300,000	・この事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。この事業の目的を達成するには、24時間365日の体制で、県内の精神科病院や精神科診療所等と連絡調整をとることができ、かつ、公平な判断のもとで事務を処理することのできる機関である必要がある。県内の該当機関は、県立こころの医療センターのみであり、代替性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
96	休日・夜間精神医療相談窓口設置事務	公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部	H31.4.1	1,192,000	<p>・この事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。この事業の目的を達成するには、各地域に精通した精神科病院が相談窓口となるよう、各精神科病院と連絡調整を充分にとり県内の相談体制の構築ができる団体である必要がある。県内で該当の団体は、公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部のみであり、代替性がない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
97	浜松市障がい者相談支援事業(南区)実施業務	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人小羊学園 ・医療法人好生会 	H31.4.1	11,192,400	<p>・実施要綱に基づき指定特定・一般相談支援事業を実施し、かつ、基本相談を主体とした相談支援事業を実施可能な体制を整備している事業所として認められた事業所を運営する法人に委託することとしているが、南区において要件を満たす事業所・法人は2事業所・2法人のみであるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
98	浜松市障がい者相談支援事業(東区)実施業務	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人天竜厚生会 ・医療法人社団至空会 	H31.4.1	9,077,160	<p>・実施要綱に基づき浜松市障害者相談支援事業者台帳に登載された事業所を運営する法人に委託するため。(東区において台帳に登載されている事業所・法人は2事業所・2法人のみ)</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
99	浜松市生活支援コーディネート(市域レベル)業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	H31.4.1	6,380,000	<p>本事業の目的である地域の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を行うために、国のガイドラインが示した公益的な視点、公平中立性、多様な地域のサービス提供主体との連絡調整能力、地域のボランティア団体等への中間支援実績などの条件を満たしながら、全市域において業務を行うことが可能な団体は、地区センターを設置し、市民ボランティアの育成や福祉関係NPO団体との連携、地区社会福祉協議会の設立・運営の支援により地域福祉活動を行っている唯一の団体であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2789)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
100	浜松市生活支援コーディネート(地域包括支援センター担当圏域レベル)業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	H31.4.1	20,000,000	<p>本業務は、地域包括支援センターの担当圏域単位で高齢者の求める生活支援ニーズを把握するとともに、当該地域の地縁組織や福祉関係者とのこれまでの関わりを活かしながら、協議体での議論を踏まえ生活支援サービス拡充に向け働きかけを行うことが必須である。市内に地区センターを設置して、各地域の地区社会福祉協議会の活動立ち上げ・運営支援を行っており、本事業の実施にあたり代替性がないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2789)
101	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業(遠鉄タクシー株式会社設置分)	遠鉄タクシー株式会社	H31.4.1	8,805,167	<p>緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2789)
102	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業(富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社設置分)	富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社	H31.4.1	16,833,376	<p>緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2789)
103	浜松市福祉人材バンク運営業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	H31.4.1	17,561,000	<p>本業務は、全国共通の業務ソフトを活用して、中央福祉人材センター及び全国都道府県福祉人材センター・福祉人材バンクと密接な連携を図ることができるとともに、業務内容の実施に必要な職業安定法に基づく福祉人材無料紹介事業の許可を受けていることが必須である。指名業者(案)はこれを満たす唯一の団体であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2789)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
104	ささえあいポイント事業管理機関業務委託	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	H31.4.1	11,784,000	<p>当事業は、市内全域を対象とし、施設などの参加を得て実施する事業であるとともに、地域を単位とした、話し相手などの支援を求める住民ボランティアとのコーディネートやボランティア活動を希望する住民への相談支援などが必要な事業である。</p> <p>浜松市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定により、社会福祉を目的とする事業を営むもの及び社会福祉に関する活動を行うものが参加し、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である。また、法人の定款において、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助を事業として行うこととしており、ボランティア活動の育成を通してボランティア研修等の知識を有するとともに、地区センター・事業所を通じ、地区社会福祉協議会、民生委員、地域包括支援センターなどの連携を行っている。この点において、当事業の目的を達成するための実施体制を備えた団体は浜松市社会福祉協議会が唯一の団体であり、他に代替性がないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2789)
105	在宅医療・介護連携相談センター運営業務	公益財団法人浜松市医療公社	H31.4.1	29,461,000	<p>当事業は、医療・介護連携促進を図ることを目的に、公正中立な立場で全市域からの相談対応を行うものである。指名業者は、浜松市長が開設者の市内唯一の公立病院を運営している公益法人である。また、法人の評議員に三師会代表が就任しており、地域の医療関係者と連携を密にした事業実施が可能である代替性のない特定の者であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
106	浜松地域在宅医療・介護連携推進業務	一般社団法人浜松市医師会	H31.4.1	8,000,000	<p>地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。</p> <p>指名業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する浜松地域(中区、東区、南区、西・北区の一部)内の唯一の団体であり、他に代替性のない特定の者であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
107	天竜地域在宅医療・介護連携推進業務	一般社団法人磐周医師会	H31.4.1	4,500,000	地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。 指名業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する天竜地域内の唯一の団体であり、他に代替性のない特定の者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
108	中区認知症初期集中支援業務	医療法人社団澤記念会	H31.4.1	2,784,000	指名業者は、中区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
109	南・西区認知症初期集中支援業務	医療法人好生会	H31.4.1	2,784,000	指名業者は、南・西区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
110	東・北区認知症初期集中支援業務	医療法人社団種光会	H31.4.1	2,370,000	指名業者は、東・北区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
111	浜北・天竜区認知症初期集中支援業務	医療法人社団大法会	H31. 4. 1	2,370,000	指名業者は、浜北・天竜区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
112	浜北地域在宅医療・介護連携推進業務	一般社団法人浜松市浜北医師会	H31. 4. 1	2,000,000	地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。 指名業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する浜北地域内の唯一の団体であり、他に代替性のない特定の者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
113	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	H31. 4. 1	118,036,440	この事業は、虚弱な高齢者に教室へ通所してもらい、介護状態にならないよう予防をすることを目的としている。このため、利用者サービス提供者が信頼関係のもと継続して事業を実施する必要があり、これまでノウハウを蓄積し、信頼関係を構築してきた指名業者以外の実施は困難である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2361)
114	自立体力診断事業	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	H31. 4. 1	9,032,000	この事業の目的を達成するためには、地域の高齢者が集う地区社会福祉協議会によるサロン活動での実施の働きかけが必要不可欠である。指名業者(案)は地区社会福祉協議会の育成支援を担う唯一の団体であり、代替性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2361)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
115	地域リハビリテーション活動支援事業	静岡県リハビリテーション専門職団体協議会	H31.4.1	1,521,080	この事業の目的を達成するためには、リハビリテーションに関する専門的知識に精通していることが必要とされる。理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の資格を持つ人材を常に有し、地域リハビリテーションに関する人材育成を行っており、対象団体からの希望に応じ人材を派遣することができる団体は指名業者のみであり、代替性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2361)
116	平成31年度浜松市地域包括支援システム保守管理業務	日本事務器株式会社 静岡支店	H31.4.1	7,678,152	当該システムは、指名業者が開発し、独自のカスタマイズを加えたものであることから、当該開発業者が保守を行うのでなければ、不具合等が発生した際に仕様を熟知していないために対応が遅れが出るなど、その使用に著しい支障を生ずるおそれがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2361)
117	浜松市介護予防ケアマネジメント業務	医療法人社団あずま会 他21者	H31.4.1	207,068,000	介護保険法第115条の47第4項に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合し、かつ、第一号介護予防支援事業を実施することができる事業所は指名業者以外にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2361)
118	浜松市要介護認定審査業務	一般社団法人浜松市医師会	H31.4.1	155,016,000	この事業の目的を達成するためには、医療機関との連携をもとに実施する必要がある。医療機関との連絡調整は医師会のみであり、旧浜松市管内全域の医療機関を統一できる唯一の機関であり、他に代替性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 介護保険課 (電話:053-457-2861)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
119	国民健康保険システム改修業務委託 (均等割及び平等割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直し対応)	日本電気株式会社 浜松支店	H31.4.8	6,588,000	国民健康保険システムは日本電気株式会社が著作権を有しており、システム改修は当該権利を有する開発業者に限定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 国保年金課 (電話:053-457-2888)
120	特定健康診査・特定保健指導等業務	・一般社団法人浜松市医師会 ・特定非営利活動法人浜松市医師会	H31.4.1	908,412,000	特定健康診査、後期高齢者健康診査及び特定保健指導の業務を実施できるのは、医師等の有資格者と限定されており、市内全域を対象として行う事業であり、検査手法や判断基準など業務を統一的に実施できるのは市内の医療機関のとりまとめをしている一般社団法人浜松市医師会と特定非営利活動法人浜松市医師会のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 国保年金課 (電話:053-457-2638)
121	浜松市救急診療業務	一般社団法人浜松市医師会	H31.4.1	301,089,877	診療業務を実施するためには、医師免許を有していることが必要である。また救急診療業務は不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであり、公益性が高い事業であることから、医師の所属団体である浜松市医師会以外には当該業務を行う適切な団体がなく、業務の性質と目的が競争入札に適さないものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康医療課 (電話:053-453-6178)
122	浜松市夜間救急室調剤業務	一般社団法人浜松市薬剤師会	H31.4.1	9,197,988	調剤業務を実施するためには、薬剤師の資格を有していることが必要である。また、夜間救急室における調剤業務は、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであり、公益性が高い事業であることから、薬剤師の所属団体である浜松市薬剤師会以外には当該業務を行う適切な団体がなく、業務の性質と目的が競争入札に適さないものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康医療課 (電話:053-453-6178)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
123	浜松市夜間救急室清掃業務	アロマジックサービス株式会社	H31. 4. 1	1, 337, 580	<p>夜間救急室は浜松市医師会館内に設置しており、夜間救急室専用部分のほか、浜松市医師会との共有部分の清掃もあり、効率性、経済性等を考慮して、浜松市医師会が契約を締結する業者と随意契約を締結するため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	健康福祉部 健康医療課 (電話：053-453 -6178)
124	平成31年度浜松市自殺対策における多職種連携支援事業	特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	H31. 4. 5	2, 000, 000	<p>本事業は、精神保健分野の専門性を生かすことが不可欠である。 遠州精神保健福祉をすすめる市民の会(通称E-JAN)は、精神保健福祉士を多数抱え、市内の精神科医療機関とのネットワークを持っている唯一の団体であることや、法律分野と精神保健分野の専門家との連携に不可欠な信頼関係が根付いていること、自殺ハイリスク者に対する正確な見立てとコーディネートができることなど、本事業を実施できるのは当該団体以外にいないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	健康福祉部 健康医療課 (電話：053-453 -6178)
125	個別がん検診等業務	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人浜松市医師会 一般社団法人浜松市浜北医師会 特定非営利活動法人浜松市医師会 	H31. 4. 1	1, 282, 915, 728	<p>専門技術が必要であり、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6125)
126	集団がん検診等業務	社会福祉法人聖隷福祉事業団 聖隷予防検診センター	H31. 4. 1	13, 834, 112	<p>指定する地域及び日程にて多数の受診者の検診が可能な専門スタッフ及び検診車を整備しており、集団がん検診事業を実施してきた実績により、過去の検診結果も踏まえたより精度の高い診断が可能である。またH26契約時に市内各検診センターへ当業務の実施可否について確認したところ指名業者を除き全て対応困難である旨が確認されており、指名業者が当業務の実施可能な唯一の市内医療機関であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6125)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
127	いきいき健診業務	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人浜松市医師会 一般社団法人浜松市浜北医師会 特定非営利活動法人浜松市医師会 	H31.4.1	5,315,360	<p>専門技術が必要であり、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6125)
128	歯周病検診業務	一般社団法人浜松市歯科医師会	H31.4.1	25,432,419	<p>専門技術が必要であり、各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6125)
129	3歳児健康診査業務	一般社団法人浜松市医師会	H31.4.1	34,803,264	<p>専門技術が必要であり、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6117)
130	先天性代謝異常等検査業務	公益財団法人静岡県予防医学協会 浜松健診センター	H31.4.1	24,058,220	<p>専門技術が必要であると同時に、医療機関との連携を図ることができる県内で唯一の業者であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6117)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
131	妊婦歯科健康診査業務	一般社団法人浜松市歯科医師会	H31.4.1	12,347,914	専門技術が必要であり、各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6117)
132	母子訪問指導業務	浜松市助産師会	H31.4.1	22,192,194	専門技術が必要であり、各地域の助産師を統括する機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6117)
133	乳児精密健康診査及び1歳6か月児精密健康診査業務	社会福祉法人聖隷福祉事業団 総合病院聖隷浜松病院ほか8者	H31.4.1	1,557,000	より専門的医療体制が整った医療機関での実施が必要のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6117)
134	小児慢性特定疾病医療診療報酬審査支払業務	・静岡県国民健康保険団体連合会 ・社会保険診療報酬支払基金静岡支部	H31.4.1	1,514,000	児童福祉法第19条の20第3項及び第4項により、公費負担医療機関に対する医療費等の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会に委託できると規定されており、委託する場合の相手方が法令で定められているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6117)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
135	特定医療(指定難病)診療報酬審査支払事務	・静岡県国民健康保険団体連合会 ・社会保険診療報酬支払基金静岡支部	H31.4.1	6,738,000	難病法第25条第3項及び第4項により、公費負担医療機関に対する特定医療費の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会に委託できると規定されているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6116)
136	休日救急歯科診療業務委託	一般社団法人 浜松市歯科医師会	H31.4.1	15,991,128	専門技術が必要であり、市内各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6129)
137	歯科訪問診査業務委託	一般社団法人 浜松市歯科医師会	H31.4.1	3,810,132	専門技術が必要であり、市内各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6129)
138	予防接種等業務	一般社団法人浜松市医師会	H31.4.1	1,635,274,620	特殊技術が必要であり、旧浜松市管内全域の予防接種実施可能な医療機関を統括することができ、各地域に安定的に接種環境を提供できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6119)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
139	保健総合管理システム機能改修(風しん追加的対策対応)業務	日本コンピューター株式会社	H31.4.5	1,382,400	<p>開発業者以外では、現行システムの解析に時間と金額がかかることと、保守・改修後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発業者以外ではできないため。</p> <p>また、ソフトの著作権の点からも開発業者以外では対応が難しい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6119)
140	定期予防接種の市町間相互乗入れ業務	一般社団法人静岡県医師会	H31.4.1	7,957,000	<p>静岡県が県内市町からの委託契約締結の委任を受け、一般社団法人静岡県医師会との間で委託契約を締結し実施する業務であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6119)
141	風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る業務(集合契約)	公益社団法人日本医師会	H31.4.1	187,043,000	<p>静岡県が県内市町からの委託契約締結の委任を受け、全国都道府県知事会へ再委任し、(公社)日本医師会との間で委託契約を締結し実施するため</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6119)
142	浜松市児童青年期メンタルヘルス支援人材育成事業業務	国立大学法人浜松医科大学	H31.4.1	5,999,950	<p>児童青年期精神医学講座や子どものこころの発達研究センター等の研究機能と精神科神経科の臨床機能を兼ね備えているため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 精神保健福祉センター (電話:053-457-2709)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
143	中山間地域等自殺対策訪問 相談事業業務	社会福祉法人 天竜厚 生会	H31. 4. 1	14, 093, 240	中山間地域をエリアとする精神科医療機関と、精神障害 に特化した相談支援事業所を兼ね備える唯一の法人であ るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 精神保健福祉センター (電話：053-457-2709)
144	浜松市外国人子どもと家庭 のこころの健康相談等支援 事業業務	公益財団法人 浜松国 際交流協会	H31. 4. 1	9, 940, 216	在住外国人に対して、母国語(ポルトガル語)でメンタ ルヘルスの相談を行うことができる専門性の高い心理 士、及び医療機関での通訳経験のある心理士が所属する 市内唯一の事業所であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 精神保健福祉センター (電話：053-457-2709)
145	浜松市ひきこもり相談支援 事業 業務	特定非営利活動法人遠 州精神保健福祉をすす める市民の会	H31. 4. 1	26, 754, 703	訪問支援(アウトリーチ)を含めたひきこもり相談支援 を、関係機関と連携して実施することが可能であり、精 神保健福祉士等の専門職が複数名所属する市内唯一の事 業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 号該当)	健康福祉部 精神保健福祉センター (電話：053-457-2709)
146	臨地実習業務委託	公益財団法人浜松市医 療公社	H31. 4. 1	1, 739, 540	①実習に必要な設備や指導者が適切に配置されており、 充実した実習環境が整っているため。 ②本校から近距離にあることにより、教員によるきめ細 かい指導や対応が可能となるため。 ③他の病院施設はそれぞれ付属や関連する養成所が既に 入っており、新たな受け入れは困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 看護専門学 校 (電話：053-455-0891)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
147	大気汚染常時監視システム保守業務	グリーンブルー株式会社	H31.4.1	1,166,000	システムを熟知した開発者でなければ適切な保守管理は不可能であるため、システム開発者であるグリーンブルー(株)を一者特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 保健環境研究所 (電話:053-411-1311)
148	実験室系特殊空調装置及び排気装置等維持管理業務	日管株式会社	H31.4.1	9,518,040	当研究所の検査室は、有機溶剤や酸・アルカリ液等を扱うことから、一般施設とは異なる特殊な空調を用いている。局所排気装置を酸・アルカリ系、有機系、外気系の3系統に分け、それぞれが中央監視盤による自動制御により、有害物を周辺環境に放出しないようにしている。この自動制御装置全体には、精密機器が装備されており、これを扱えるのは設置業者の日管(株)以外に無い。(特殊技術) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 保健環境研究所 (電話:053-411-1311)
149	浜名湖及び遠州灘水域水質調査業務委託	富士通クオリティ・ラボ・環境センター株式会社	H31.4.1	5,742,000	浜名湖水域の環境基準達成状況の評価を県と市の調査地点の水質の平均値により判断していること、また、浜名湖及び遠州灘水域の水質の状況をより正確に評価するため採水から測定までを県と同じ条件で行うことや、同じ業者が同日に採水するため用船費用等が安価となることにより、県が行う指名競争入札の落札業者と随意契約(1者特命)する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 保健環境研究所 (電話:053-411-1311)
150	安全実験室等維持管理業務	日立グローバルライフソリューションズ株式会社	H31.4.1	3,056,400	安全実験室及びクリーンルームは、陰圧又は陽圧の構造を有しており、このコントロールシステムは、日立グローバルライフソリューションズ(株)独自の特殊技術で専門的知識が必要であり、施工業者の日立グローバルライフソリューションズ(株)以外の業者では取扱いができない。(特殊技術) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 保健環境研究所 (電話:053-411-1311)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
151	狂犬病予防注射事業実施業務	一般社団法人浜松市獣医師会	H31. 4. 1	14, 742, 000	厚生事務次官通知において、「予防注射は原則として開業獣医に行わせること」とされており、指名業者は、業務を遂行するための専門的技術を有する獣医師の団体である。また、狂犬病予防注射の周知、狂犬病予防定期集合注射の実施、徴収事務取りまとめ、狂犬病予防法の啓発等すべての業務を実施可能な市内唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 保健総務課 (電話：053-453-6111)
152	犬鑑札等交付及び手数料徴収事務	一般社団法人浜松市獣医師会及びその他開業動物病院(合計19者)	H31. 4. 1	3, 521, 700	狂犬病予防注射は、獣医師により行われるものであり、また、厚生事務次官通知において、「予防注射を受けさせた犬の所有者が個々に保健所への注射済票の交付を受けに行く煩雑を避けるため、あらかじめ開業獣医師に注射済票を渡しておき、その交付について保健所長に報告せしめるような便法を講じても差し支えないこと」とされている。これにより、市内の開業獣医師で組織する一般社団法人浜松市獣医師会及びその他の開業獣医師(合計19者)と特命で契約を結ぶこととした。なお、多くの動物病院において、狂犬病予防注射と犬の登録関係事務及び徴収事務が同時に行われることにより、市民サービスが向上し予防注射実施率の維持向上が図られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 保健総務課 (電話：053-453-6111)
153	浜松市くすりの相談室事業業務	一般社団法人 浜松市薬剤師会	H31. 4. 1	1, 400, 000	くすりの相談業務を実施するためには、薬剤師の資格を有していることが必要であり、不特定多数の者からの相談に応じるという公益性の高い業務であることから、薬剤師の所属団体である浜松市薬剤師会以外には当該業務を行う団体がいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 保健総務課 (電話：053-453-6135)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
154	浜松市食品衛生確保業務委託	一般社団法人浜松市食品衛生協会	H31.4.1	11,217,960	<p>(一社)浜松市食品衛生協会は、食品衛生の向上を目的として設立した(公益社)日本食品衛生協会の下部組織であり、本業務遂行に必須な下記事項を満たす管内唯一の団体である。</p> <p>①食品衛生の専門知識を有する人材である食品衛生推進員及び食品衛生指導員を多数有し活発に活動している。</p> <p>②管内の食品営業者を統括する組織体制が構築されている。</p> <p>③食品衛生の向上に意欲的であり、自主衛生管理の推進に係る実績を有している。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 生活衛生課 (電話:053-453-6114)
155	結核接触者健康診断業務	公益財団法人浜松市医療公社外20者	H31.4.1	4,883,792	<p>結核診断及び治療経験があり専門性を有する呼吸器科医師のいる病院・診療所以外では確実な診断ができないため、検診を受ける者の利便性に配慮し市内の各地域から経験のある呼吸器科医師のいる病院・診療所を選定した。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 生活衛生課 (電話:053-453-6118)
156	浜松市食品衛生確保業務(浜北)	浜北食品衛生協会	H31.4.1	1,208,304	<p>浜北食品衛生協会は、食品衛生の向上を目的として設立した(公社)日本食品衛生協会の下部組織であり、本業務遂行に必須な下記事項を満たす浜北区内唯一の団体である。</p> <p>①食品衛生の専門知識を有する人材である食品衛生推進員及び食品衛生指導員を多数有し活発に活動している。</p> <p>②管内の食品営業者を統括する組織体制が構築されている。</p> <p>③食品衛生の向上に意欲的であり、自主衛生管理の推進に係る実績を有している。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 保健所浜北支所 (電話:053-585-1398)
157	浜松市食品衛生確保業務(北遠)	北遠食品衛生協会	H31.4.1	1,333,530	<p>北遠食品衛生協会は、食品衛生の向上を目的として設立した(公社)日本食品衛生協会の下部組織であり、本業務遂行に必須な下記事項を満たす天竜区内唯一の団体である。</p> <p>①食品衛生の専門知識を有する人材である食品衛生推進員及び食品衛生指導員を多数有し活発に活動している。</p> <p>②管内の食品営業者を統括する組織体制が構築されている。</p> <p>③食品衛生の向上に意欲的であり、自主衛生管理の推進に係る実績を有している。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 保健所浜北支所 (電話:053-585-1398)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
158	浜松市食品衛生確保業務 (引佐)	引佐食品衛生協会	H31. 4. 1	1,035,072	引佐食品衛生協会は、食品衛生の向上を目的として設立した(公社)日本食品衛生協会の下部組織であり、本業務遂行に必須な下記事項を満たす引佐・細江・三ヶ日地域内唯一の団体である。 ①食品衛生の専門知識を有する人材である食品衛生推進員及び食品衛生指導員を多数有し活発に活動している。 ②管内の食品営業者を統括する組織体制が構築されている。 ③食品衛生の向上に意欲的であり、自主衛生管理の推進に係る実績を有している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 保健所浜北支所 (電話: 053-585-1398)
159	浜松市病児・病後児保育事業委託業務	社会福祉法人七恵会 (中央ながかみ保育園)	H31. 4. 1	11,378,000	病気又は病気回復期にある児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労を支援するとともに、児童福祉の向上を図る事業であり、業務の性質上、競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話: 053-457-2118)
160	浜松市病児・病後児保育事業委託業務	社会福祉法人明康会 (みどり保育園)	H31. 4. 1	9,447,000	病気又は病気回復期にある児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労を支援するとともに、児童福祉の向上を図る事業であり、業務の性質上、競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話: 053-457-2118)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
161	浜松市病児・病後児保育事業委託業務	株式会社A's Bee (みつばち保育園)	H31. 4. 1	9,366,000	病気又は病気回復期にある児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労を支援するとともに、児童福祉の向上を図る事業であり、業務の性質上、競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話: 053-457-2118)
162	浜松市病児・病後児保育事業委託業務	医療法人社団エスケール(桜町クリニック)	H31. 4. 1	19,350,000	病気又は病気回復期にある児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労を支援するとともに、児童福祉の向上を図る事業であり、業務の性質上、競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話: 053-457-2118)
163	浜松市病児・病後児保育事業委託業務	社会福祉法人聖隷福祉事業団(聖隷こども園めぐみ)	H31. 4. 1	6,385,000	病気回復期にある児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労を支援するとともに、児童福祉の向上を図る事業であり、業務の性質上、競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話: 053-457-2118)
164	浜松市病児・病後児保育事業委託業務	社会福祉法人聖隷福祉事業団(聖隷こども園わかば)	H31. 4. 1	6,385,000	病気回復期にある児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労を支援するとともに、児童福祉の向上を図る事業であり、業務の性質上、競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話: 053-457-2118)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
165	(一括) 合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務(旧浜松地域)	一般財団法人浜松市清掃公社	H31. 4. 1	1, 835, 880	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話: 053-457-2118)
166	(一括) 合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務(浜北区南部)	株式会社ハマエイ	H31. 4. 1	5, 384, 249	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話: 053-457-2118)
167	(一括) 合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務(浜北区北部)	株式会社ハマセイ東海	H31. 4. 1	5, 247, 223	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話: 053-457-2118)
168	(一括) 合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務(細江地域)	有限会社西遠デトリー	H31. 4. 1	1, 260, 792	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話: 053-457-2118)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
169	(一括) 合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務(引佐・三ヶ日東部地域)	東名興産株式会社	H31. 4. 1	1, 424, 088	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話: 053-457-2118)
170	子育て支援事業業務	浜松市私立幼稚園協会	H31. 4. 1	14, 400, 000	私立幼稚園が行う子育て支援事業に対し、各園が一定の水準で目的を達成するためには、私立幼稚園をまとめる浜松市私立幼稚園協会を通じて行うことが適しているため、1者特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話: 053-457-2118)
171	家庭教育推進イベント業務	浜松市私立幼稚園協会	H31. 4. 1	1, 650, 000	本業務の目的を達成するには、幼児教育についての知識を有していることや、子どもや保護者との信頼関係を築けていることが望ましい。浜松市私立幼稚園協会は、建学の精神に基づき設置する私立幼稚園55園からなる団体であり、本市においては各園における幼児教育の提供と、教育者としての見識と長年の経験による家庭教育を推進し、保護者等から大きな信頼を得ている。本市において、全市的に家庭教育を啓発・推進していくためには、同協会の経験と組織力を活かして実施していくことが最適であり、また他に実施可能な団体等はないことから1者特命の随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話: 053-457-2118)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
172	浜松市就園奨励システム運用保守業務	株式会社日立ソリューションズ西日本	H31.4.1	1,127,520	システム運用の安全性、信頼性(システムとサーバの一体管理等)を維持するためには、システム開発業者以外では対応が不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話:053-457-2118)
173	浜松市教育・保育システム運用支援業務及びシステム保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	H31.4.1	5,469,120	システム運用の安全性、信頼性(システム、サーバの一体管理等)を維持するためには、システム開発業者以外では対応が不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話:053-457-2118)
174	平成31年度電気自動車用急速充電器保守業務	株式会社ミントウェブ	H31.4.1	2,585,520	電気自動車の普及促進を目的として市内6か所に設置した電気自動車用急速充電器はいずれも(株)東光高岳製であり、機器設置時に当該事業者が保守業務を行うことと指定されているため、当該事業者以外は受託できない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	環境部 環境政策課 (電話:053-453-6154)
175	浜松市事業場台帳管理システム構築業務	富士通エフ・アイ・ピー株式会社 中部支所	H31.4.1	8,100,000	浜松市事業場台帳管理システムは、富士通エフ・アイ・ピー株式会社が開発を行ったシステムを利用しており、今回ハードウェアの賃貸借契約終了に伴い、別途賃貸借契約により調達するハードウェアへのシステム及びデータの移行が必要となる。 現行システムの改修については、技術的にシステム開発を行った業者に依頼するのが最適であると判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	環境部 環境保全課 (電話:053-453-6198)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
176	令和元年度浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備運営事業に係る所有権移転登記事務	司法書士法人中央合同事務所	R1. 6. 3	7, 017, 200	公共事業に伴う権利等の登記事務は、一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会と契約を締結していることを踏まえ、本協会西部支部に所属し浜松市内に事務所が所在する司法書士のうち、法律的業務の資格を有し、かつ共有物分割訴訟等の裁判の実務実績が複数ある者のなかから、本業務の対象土地の経緯に精通している司法書士法人中央合同事務所のみが適正な期間内に業務を遂行できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-922-4800)
177	平成31年度浜松市西部清掃工場運営モニタリング支援業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社 静岡事務所	H31. 4. 1	7, 700, 000	今回の指名業者は、P F I法に基づく本業務において、要求水準策定よりアドバイザーとして携わり、当該施設の供用開始後も、維持管理・運営モニタリングの支援を行っている。 そのため、事業者が行う環境管理業務や修繕更新業務など、要求水準書等に示されるサービス水準を満たしているかを判断できる業者は、本事業全般を熟知している今回の指名業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-6141)
178	平成31年度浜松市ごみ・資源物計量システム運用支援業務	株式会社アセック	H31. 4. 1	9, 201, 600	本業務は、指名業者において開発された本市独自のシステムの運用・保守を行うものである。そのため、システムの運用並びに情報管理に支障が生じないよう業務を実施できる業者は今回の指名業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-6141)
179	平成31年度蛍光管資源化業務	野村興産株式会社	H31. 4. 1	3, 848, 549	蛍光管等の水銀含有物から水銀を回収、生成する技術を有し、水銀を適正にリサイクルできる業者は、国内で公益社団法人全国都市清掃会議の「広域回収処理事業」に加入している野村興産(株)だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-0011)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
180	平成31年度蛍光管運搬業務	日本通運株式会社 浜松支店	H31. 4. 1	1, 809, 369	(公社) 全国都市清掃会議が構築している「広域回収処理事業」を利用することにより廃棄物を効率的・安定的に処理することが可能である。本システムの利用にあたっては、その指定業者の選定が必要となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 廃棄物処理課 (電話: 053-453-0011)
181	平成31年度容リ協分別基準適合物再資源化業務	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	H31. 4. 1	3, 098, 144	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に定める指定法人(再商品化業務を行うことができる者)は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会だけである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 廃棄物処理課 (電話: 053-453-0011)
182	平成31年度地区別ごみ量調査業務(中区その1)	有限会社浜名クリー	H31. 4. 1	1, 080, 000	現在、履行中の家庭系一般廃棄物収集運搬業務の付帯業務であり、現在契約している業者と契約することが最も効率的(コースを熟知、車両・人員も確保)に業務を遂行できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 廃棄物処理課 (電話: 053-453-0011)
183	平成31年度地区別ごみ量調査業務(中区その2)	株式会社山本エコロジーサービス	H31. 4. 1	1, 512, 000	現在、履行中の家庭系一般廃棄物収集運搬業務の付帯業務であり、現在契約している業者と契約することが最も効率的(コースを熟知、車両・人員も確保)に業務を遂行できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 廃棄物処理課 (電話: 053-453-0011)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
184	発電用ボイラー等整備業務	株式会社タクマ 中部支店	H31.4.1	45,900,000	<p>焼却施設にとって最も重要なボイラー設備の設計・施工業者であり、社外秘の技術が提供され限られた期間内で点検整備ができるのは当該業者だけである。</p> <p>地方自治法施行令(随意契約)条項第167条の2第1項2号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当。他業者では専門知識の欠如、製作に要する費用の高騰、点検整備期間の遅延が発生するため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	環境部 南清掃事業所 (電話: 053-425-3680)
185	浜松市浜松家内労働福祉センター事業業務	公益財団法人浜松家内労働福祉センター	H31.4.1	4,993,920	<p>指名業者は、昭和48年に静岡県内職公共職業補導所等から市に対し、内職窓口の設置や技術指導者の相談窓口開設の要望を受けて設立された団体。公益財団法人であり非営利性が高く、本業務に必要なネットワーク、知識、スキル等を備えており、本業務を適正に安定して実施できる者は他にいないことから選定した。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	産業部 産業総務課 (電話: 053-457-2115)
186	浜松市地域若者サポートステーションはままつ事業業務	特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	H31.4.1	5,819,767	<p>地域若者サポートステーション事業は、国が基盤的事項(本体事業)を措置し、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する事業を措置する仕組みとなっている。この役割分担が国の実施要領に定められており、一体的事業の実施にあたっては、国の本体事業の受託団体へ委託する必要がある。指名業者は、平成31年度も事業実施者として国から選定されている市内唯一の団体であるため、特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会を一者特命とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	産業部 産業総務課 (電話: 053-457-2115)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
187	浜松市障害者就労支援事業業務	医療法人社団至空会	H31. 4. 1	10, 201, 000	指名業者は、就労支援・生活支援・定着支援を一体的に実施し、近年増加している精神障がいや発達障がいにも対応可能な豊富な知識と経験を持つ保健・福祉・医療に関するスタッフを配置できる団体である。また障がい者の就労支援は障がいの特性や状況に応じた対応が必要であり、その家族や雇用主及び関係機関も含めた相互信頼関係の下に支援を遂行するため、専門性の高い支援が長期間にわたっている者を多く抱えている。多機能的に障害者就労支援を実施することができる団体は他になく、また業者変更による関係再構築には相当な時間を要することが考えられ、支援者の精神的負担なく、効率的な業務遂行が期待できるため、医療法人社団至空会を一者特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 産業総務課 (電話：053-457-2115)
188	新卒者向けUIJターン就職促進業務	株式会社静岡新聞社	R1. 5. 24	8, 262, 000	本業務は、業者が有する大学等関係機関とのつながり、学生等への広報手段、イベント開催のノウハウ等を活用し、効果的なUIJターン就職イベントの企画を要する業務であることから、公募型プロポーザル方式によって事業者の提案内容を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 産業総務課 (電話：053-457-2339)
189	マッチング・アドバイザー派遣業務	浜松商工会議所	H31. 4. 1	5, 760, 460	本業務は、市内事業所に精通した相談員を首都圏等へ派遣し、学生や転職・移住希望者等のUIJターン就職の個別相談に応じ、内定まで個別に支援を行うものであり、本業務を効果的に実施できる事業者は他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 産業総務課 (電話：053-457-2339)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
190	インターンシップコーディネート業務	株式会社静岡新聞社	H31.4.1	3,241,080	<p>本業務は、インターンシップフェアへ参加する学生が多い程効果は高まり、また、浜松地域の産学官金が連携して業務内容の見直し・改善に努めている。</p> <p>本業務を効果的に実施するには、学生の集客が期待できる就職サイトや告知手段等を有しており、かつ、関係機関との信頼関係や連携、インターンシップイベントに関するノウハウや経験が必要であり、本業務を効果的に実施できる業者は他にない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	産業部 産業総務課 (電話：053-457-2339)
191	浜松就職・転職ナビJOBはま！システム追加構築等業務	株式会社アドウィル	H31.4.1	2,033,856	<p>浜松就職・転職ナビJOBはま！は、当業者がシステム開発・制作、管理運営しているものであり、本システムの機能追加構築等は、他の業者ではできない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	産業部 産業総務課 (電話：053-457-2339)
192	浜松市営浜松小型自動車競走勝車投票券発売等業務(ギャンブーベット)	日本トーター株式会社	H31.4.1	73,619,000	<p>民間ポータルサイトを活用したオートレースの車券発売は、新たな発売チャンネルを開拓することで売上向上を図る施策として、平成25年2月8日に業界決定された。本業務は発売システムを構築した業者以外への委託はできないことから、発売システムを構築した業者それぞれと業務委託契約を締結するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
193	浜松市営浜松小型自動車競走勝車投票券発売等業務(オッズ・パーク)	オッズ・パーク株式会社	H31.4.1	287,406,489	<p>民間ポータルサイトを活用したオートレースの車券販売は、新たな発売チャンネルを開拓することで売上向上を図る施策として、平成25年2月8日に業界決定された。本業務は発売システムを構築した業者以外への委託はできないことから、発売システムを構築した業者それぞれと業務委託契約を締結するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
194	浜松市営浜松小型自動車競走勝車投票券発売等業務 (チャリ・ロト)	株式会社チャリ・ロト	H31.4.1	44,687,000	民間ポータルサイトを活用したオートレースの車券販売は、新たな発売チャンネルを開拓することで売上向上を図る施策として、平成25年2月8日に業界決定された。本業務は発売システムを構築した業者以外への委託はできないことから、発売システムを構築した業者それぞれと業務委託契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
195	小型自動車競走勝車投票券発売等業務(オートレース名古屋)	株式会社サテライト名古屋	H31.4.1	17,608,800	場外車券売場「オートレース名古屋」の設置にあたり、施設所有者である株式会社サテライト名古屋は、小型自動車競走法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
196	小型自動車競走勝車投票券発売等業務(オートレース南国)	株式会社サンコール	H31.4.1	11,623,200	場外車券売場「オートレース南国」の設置にあたり、施設所有者である株式会社サンコールは、小型自動車競走法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話:053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
197	小型自動車競走勝車投票券 発売機器設置及び管理業務 (オートレース南国)	一般財団法人オート レース振興協会	H31. 4. 1	11, 623, 200	<p>一般財団法人オートレース振興協会(以下、協会という。)は、経済産業大臣の認可を受け、競走車の改良・開発や安全対策研究、オートレース場の業務運営の合理化、オートレースのシステムの維持・管理などオートレースの健全な発展を図るため活動している業界団体である。今回、場外車券売場「オートレース南国」の設置にあたり、小型自動車競走法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けた施設所有者である株式会社サンコールから勝車投票券の発売等に係る機器の設置及び管理業務を同協会が行うことが、覚書で交わされている。よって、他事業者では実施することができないため、当事業者を一者特命で随意契約するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話: 053-471-0066)
198	浜松市小型自動車競走事業 包括的委託業務〔年度契 約〕	日本トーター株式会社	H31. 4. 1	576, 873, 578	<p>小型自動車競走事業のうち、包括的民間委託できる業務は、施行者の固有事務及び(一財)東日本小型自動車競走会等への委託業務を除く業務であり、その中で車券発売払戻業務、広報宣伝業務及び施設の維持管理業務等の業務を委託するものである。</p> <p>平成30年度から平成34年度までの「浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務に関する基本契約書」第38条において、各年度における委託業務及び委託料その他必要な事項を年度契約にて締結することとしている。</p> <p>包括的民間委託により、市が経営リスクを負わず収益保証(売上×2.0%~1.4%)を得ることができ、また、その収益保証の一部を一般会計へ繰出すことで、市財政へ貢献する。</p> <p>本契約は、平成30年度から平成34年度までの「浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務に関する基本契約書」に基づき、基本契約締結者と委託期間内の各年度の委託業務及び委託料その他必要事項を定めるために締結するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話: 053-471-0066)
199	浜松市小型自動車競走事業 競走実施業務	一般財団法人東日本小 型自動車競走会	H31. 4. 1	285, 862, 127	<p>一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行うことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法(以下、法という。)第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されているので、同法第5条第1号に基づき一者特命で随意契約するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話: 053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
200	浜松市小型自動車競走事業 選手管理宿泊等業務	一般財団法人東日本小 型自動車競走会	H31.4.1	44,520,769	<p>一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行なうことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されている。</p> <p>選手の管理宿泊等業務においても、公正安全な競走を実施するため、外部との情報交換及び接触を遮断する必要がある。選手管理を遂行しながら宿泊業務を行うには一般財団法人東日本小型自動車競走会が、最も適当な団体であるため、一者特命で随意契約するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
201	浜松市小型自動車競走選手 費用補償業務(四項目)	一般財団法人東日本小 型自動車競走会	H31.4.1	131,224,000	<p>一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行なうことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法(以下、法という。)第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されているので、同法第5条第1号に基づき一者特命で随意契約するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
202	浜松市小型自動車競走事業 電話投票等事務	一般財団法人オート レース振興協会	H31.4.1	50,089,091	<p>一般財団法人オートレース振興協会(以下、協会という。)は、競走車の改良・開発や安全対策研究、オートレース場の業務運営の合理化、オートレースのシステムの維持・管理などオートレースの健全な発展を図るため活動している業界団体であり、電話投票事務については、オートレース情報システム委員会において、各施行者が同協会に委託することが決定されている。よって、他事業者では実施することができないため、当事業者を一者特命で随意契約するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
203	IT人材育成・獲得支援事業	株式会社NOKI00	H31. 4. 1	9, 806, 400	<p>本事業は平成29年度より継続実施しており今年度で3年目。引き続き(株)NOKI00に委託することで、他に代替することのできないこれまでの実績や事業プログラム、ネットワーク力を活かした事業運営が可能であると判断し、随意契約としたもの。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2825)
204	ファンドサポート事業	有限責任監査法人トーマツ	R1. 6. 1	18, 300, 000	<p>公募型プロポーザル方式による契約とし、本事業の評価委員会を実施した結果、有限責任監査法人トーマツを委託先として決定したため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2825)
205	ベンチャー経営塾事業	株式会社グロービス	R1. 6. 1	5, 476, 000	<p>公募型プロポーザル方式による契約とし、本事業の評価委員会を実施した結果、株式会社グロービスを委託先として決定したため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2825)
206	ベンチャー企業集積促進情報発信事業	株式会社インフォバーン	H31. 4. 1	3, 927, 268	<p>平成29、30年度とも公募型プロポーザルで優れた企画を提案し選定され、それぞれKPIを達成。引き続き当事業者に委託することで、他に代替することのできないこれまでの掲載記事の蓄積や拡散力を活かした発展的な事業展開や高い効果が期待できるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2825)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
207	はままつトライアルオフィス運営事業	株式会社エージェンシーズギタ	H31.4.1	13,620,960	30年度の公募によるプロポーザル方式の審査会にて優れた企画を提案し、H30.9月から当オフィスの管理・運営を行っており、当オフィスの認知度の向上、利用者の増加を実現した。 引き続き当事業者に委託することで、他に代替することのできないこれまでの実績や運営ノウハウ、運営者のもつネットワーク力を活かした発展的な事業展開や高い効果が期待できるため一者特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2825)
208	中山間地域トライアルオフィス整備・運営事業	山ノ舎	R1.6.1	9,556,000	公募型プロポーザル方式による契約とし、本事業の評価委員会を実施した結果、山ノ舎を委託先として決定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2825)
209	実証実験サポート事業	株式会社日本総合研究所	R1.6.1	24,750,000	公募型プロポーザル方式による契約とし、本事業の評価委員会を実施した結果、株式会社日本総合研究所を委託先として決定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2825)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
210	産業イノベーション支援事業業務	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構	H31.4.1	169,273,800	<p>公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構は、浜松市内に事業所を有し、産学官金連携による地域の産業支援の中核として当地域の産業経済の発展を目的に設立された団体であり、「はままつ産業イノベーション構想」においても、本市との共同による構想実現のための中心機関と位置付けられている。</p> <p>これまでも当業務を受託し、幅広い情報発信、魅力的なセミナーの開催、事業化・製品化の推進などで一定の成果を残し、国、県、大学との連携によるプロジェクトの経験・実績も豊富である。</p> <p>また、当機構は、中小企業等の相談について、専門知識や実務経験が一定レベル以上であると国が認定する認定支援機関であり、組織体制においても、同じ認定支援機関である商工会議所や金融機関からの派遣職員や、技術開発の知識に長けた製造業OB、知財の専門職員など専門性の高いスタッフを揃えており、企業の様々な課題や要求に対して、満足度の高い対応ができる。</p> <p>加えて、公益財団法人であるため、特定の利害関係者に縛られることなく、公的・中立な立場で産業支援を実行できる唯一の機関である。</p> <p>以上の理由から、当業務を総合的に高いレベルで実施できる機関として、当機構に特命委託するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2044)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
211	平成31年度浜松駅北口地下喫煙室維持管理業務委託	一般財団法人浜松まちづくり公社	H31. 4. 1	1, 122, 120	<p>浜松駅北口地下広場を含む市道曳馬中田島線の一部のエリアは、南土木整備事務所にて浜松駅前広場等維持管理業務委託として、(一財)浜松まちづくり公社による一体的、包括的な維持管理が行われており、平成31年度においても(一財)浜松まちづくり公社と随意契約する予定である。</p> <p>産業振興課にて維持管理を行なう浜松駅北口地下喫煙室は、北口バスターミナル地下施設の一部について道路占用許可を得て設置したものであり、その維持管理については浜松駅北口地下広場を含む市道曳馬中田島線の一部のエリアと一元的に管理することが合理的であり、一元管理を行うことで維持管理経費を削減することができる。</p> <p>また、喫煙室の利用者及び周辺歩行者等の安全で快適な空間の確保という点においても、北口バスターミナル地下施設内に事務所を有し、24時間体制で施設の管理を行っている(一財)浜松まちづくり公社が適切である。</p> <p>これらのことから、最小限の経費で、効率的な維持管理を行うことができるのは、(一財)浜松まちづくり公社において他にないため、同社を特命の事業者として選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	産業部 産業振興課 (電話: 053-457-2095)
212	浜松城観光誘客及びプロモーション業務	特定非営利活動法人出世の街浜松プロジェクト	H31. 4. 1	5, 544, 000	<p>浜松の重要な歴史資源かつ主要な観光スポットである浜松城に相応しい徳川家康や徳川四天王等の武将隊を有しているのが、NPO法人出世の街浜松プロジェクトであり、それらを活用して演武等を行うことができるのが、平成30年度も本業務を受託した同事業者だけである。平成30年度のNPO法人出世の街浜松プロジェクトの定期登城を含む市内外での活動は、武将隊の一定の認知度向上と本市の魅力度向上に寄与した。また、武将を浜松市マスコットキャラクター「出世大名家康くん」と「出世法師直虎ちゃん」と組み合わせ、効果的なパフォーマンスの企画、立案が可能な事業者は上記事業者のみであるため、同事業者に委託する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話: 053-457-2295)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
213	市民協働による浜松市マスコットキャラクター管理運用業務	特定非営利活動法人出世の街浜松プロジェクト	H31. 4. 1	7, 227, 000	<p>本業務は、本市マスコットキャラクターの適切な管理とキャラクターブランドの保持、市民活動団体の特性を生かした市民目線での地域愛の醸成や地域の魅力の市民への定着が目標である。そのため、市民協働で実施することを重視し、市民活動団体を業務の委託先対象としている。平成26年度から本業務を受託しているNPO法人出世の街浜松プロジェクトは、着ぐるみの管理はもちろんのこと、自らがマスコットキャラクターの操演を行い、マスコットキャラクターを通じて地域愛の醸成や魅力を発信するノウハウを有する市民団体であることから、同事業者に委託する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
214	シティプロモーション用情報誌制作業務	株式会社ぱど 浜松支局	R1. 5. 29	11, 999, 880	<p>昨年の委託検討会議では、1年目の「シティプロモーション用情報誌制作業務」において、公募型プロポーザル方式で委託業者を選定し、2年目は1年目に業務を行った業者と随意契約をすると決定した。この昨年度の審議結果に従い、本業務の契約方法は、昨年度の公募型プロポーザル方式で選定された業者である「株式会社ぱど 浜松支局」との随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
215	ビジットハママツ推進事業業務	株式会社エイチ・アイ・エス中部法人旅行営業グループ	R1. 5. 17	6, 300, 000	<p>本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、指名型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該業者が本業務に最適な者と判断したため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
216	平成31年度 観光・コンベンション推進業務	公益財団法人 浜松・浜名湖ツーリズムビューロー	H31.4.1	45,297,558	<p>(公財)浜松・浜名湖ツーリズムビューローは、浜松・浜名湖地域における地域経済の発展を目的として、観光振興及びコンベンション誘致に長く取り組んできた団体であり、豊富な誘致のノウハウと多方面にわたるネットワークを構築してきた唯一の公益団体である。MICE誘致には、行政、観光事業者のみならず多方面の団体や市民が一体となった継続的な活動が必要であり、こうした条件を備えているのは当該団体のみである。</p> <p>また、平成28年度の「浜松市観光地域づくりのあり方検討委員会」及び平成29年度の「(仮称)浜松・浜名湖DMO設立準備会議」において、本市ではMICE推進をDMOが担う業務と位置付けている。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
217	メディアリレーション業務	株式会社電通東日本 静岡支社 浜松営業所	R1.5.27	15,000,000	<p>各メディアでの全国露出件数及び広告換算額の目標を改めて設定し、全国メディアでのパブリシティ獲得については従来の情報発信手法にこだわらない新しい手法を求める。なお、業務を最も効果的かつ確実に実施するように広く提案を求める必要があるため、入札参加資格者名簿に登載のない者も含め、公募型で企画案を募集し、プロポーザル方式によって審査した結果、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
218	ビーチ・マリンスポーツ体験イベント企画運営業務	株式会社中日アド企画 東海支社	R1.5.17	7,500,000	<p>本業務は、年間を通じて行われる本市のビーチ・マリンスポーツの体験を通じ魅力の発信等を行うものである。本業務の受託者の選定にあたっては、入札金額だけで受託者を選定する一般競争入札ではなく、効果的かつ確実に実施できる企画提案を広く求め、業務の履行能力等を評価し、最も適したものを選定できる公募型プロポーザル方式によって審査した結果、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
219	ダンス教育&エンタテインメントによる地方創生に関する連携事業業務	株式会社ヘッドライン	R1. 5. 17	10,000,000	平成30年12月21日、EXILEのUSAさんがCEOを務める株式会社dancearthと連携協定を締結し、協定に基づいた事業を実施するためには、株式会社dancearth取締役COO兼株式会社LDH JAPAN社会貢献部長である一木広治氏が代表取締役社長を務める当該業者との契約しか方法がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
220	NHK大河ドラマ「いだてん」展第2期設置業務	一般財団法人NHKサービスセンター	R1. 6. 24	22,000,000	本展示を行うにあたり大河ドラマを制作・放送しているNHK静岡放送局と連携して事業を行う必要があり、それには公共放送の番組の広報宣伝のために設立されている当該業者との契約以外に方法がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
221	浜松市ふるさと納税プロモーション業務	株式会社静岡博報堂浜松営業所	R1. 5. 22	22,000,000	応募のあった6者によるプレゼンテーション及びヒアリングにより審査・検討し、企画提案書が特定された業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
222	大河ドラマ「いだてん」トークツアー実施運営業務	株式会社NHKエンタープライズ	R1. 6. 24	7,446,537	本業務には、大河ドラマ「いだてん」の出演者を委託者との協議により決定し、本イベントに出演させるだけでなく、運営計画等の作成、舞台上の演出及び事前告知、イベントの全国に向けた情報発信も含まれている。大河ドラマの出演者をイベントに出演させ、イベントの企画・演出・運営のトータルプロデュースを行うためのノウハウを持ち、かつ、NHKは公共放送である中で、公共施設以外の会場でイベントを開催させることができるのは、(株)NHKエンタープライズだけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
223	平成31年度 浜松版 JuniorVillageモデル事業実 施業務	グローバルデザインス クール株式会社	H31. 4. 1	2, 999, 700	本業務は、グローバルデザインスクール株式会社が他市 で実施している「JuniorVillage事業」をベースに浜松 市に適した事業を開発し、事業の有効性を確認するもの であり、同社の持つ農業及び人材育成に関する専門的知識 や人的資源を活用することが事業実施に不可欠なこと から競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 農業水産課 (電話：053-457-2333)
224	平成31年度 浜松市未来を 拓く農林漁業育成事業に取 組む事業者に対する総合支 援業務	株式会社流通研究所	R1. 5. 20	3, 923, 942	本事業には農林水産業に関連した商品開発、商品デザイ ンや販路開拓等の実質的な支援を行う専門的知識、ネット ワーク並びにノウハウ等の蓄積が必要である。また、 事業実施にあたり発生した課題解決に向け、いかに迅速 かつ柔軟に効果的な提案ができるかが評価の要となる。 よって これまでの実績を加味しながら、どのような支援が可能 かを公募型プロポーザルを実施することにより提案させ、 よりよい提案を採用するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 農業水産課 (電話：053-457-2334)
225	平成31年度国営浜名湖北部 農業水利事業造成施設の操 作運転業務	浜名湖北部用土地改良区	H31. 4. 1	123, 577, 920	浜松市須部頭首工管理条例(第2条)において、「浜名 湖北部地区基幹水利施設管理強化計画に定めるところに 従い、最も効率的に管理するように努めるもの」と規定 されており、浜名湖北部地区基幹水利施設管理強化計画 書で、浜名湖北部用土地改良区に操作運転業務を委託 することが規定されているため。なお、管理強化計画書 は、県西部農林事務所が事務局を担う施設管理強化推進 委員会の協議により定められている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 農地整備課 (電話：053-457-2311)
226	平成31年度 天竜材の家百 年住居る事業運営業務	一般社団法人浜松地域 材利用促進協議会	H31. 4. 1	3, 313, 200	指名業者は、本事業の運営の遂行のために設立した団体 であり、本業務の運営実績や木材、建築に関する専門知識 を有している。 指名業者以外に本事業の遂行はできないため、1者特 命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 林業振興課 (電話：053-457-2159)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
227	平成31年度 浜松市中央卸売市場SF級冷蔵庫冷凍機点検業務	株式会社 前川製作所	H31. 4. 1	3,456,000	主に鮪を冷凍保存するS F級冷蔵庫冷凍機は-60℃の超低温冷蔵設備であり、その特殊性からメーカー独自の技術をもって製作されている。24時間運転のため故障時には、速やかな対応が必要であり、部品調達及び整備は製造会社である株式会社 前川製作所のほかにはできないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 中央卸売市場 (電話: 053-427-7402)
228	平成31年度浜松市中央卸売市場自動検針システム元号変更改修業務	株式会社 明電エンジニアリング	H31. 4. 1	2,052,000	システム改修業務は、専門的知識が必要となり、機器導入に関するシステムの開発・維持管理・プログラム保守等を行った株式会社明電エンジニアリングでなければ業務を遂行することができない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 中央卸売市場 (電話: 053-427-7402)
229	平成31年度浜松市中央卸売市場中央監視装置・自動検針システム保守点検等業務	株式会社 明電エンジニアリング	H31. 4. 1	6,588,000	機器及びプログラムの動作確認等を行う保守点検等業務は、専門的知識が必要となり、機器導入に関するシステムの開発・維持管理・プログラム保守等を行った株式会社明電エンジニアリングでなければ業務を遂行することができない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 中央卸売市場 (電話: 053-427-7402)
230	平成31年度浜松市中央卸売市場販売原票等電子システム保守運用等業務	株式会社 浜名湖国際頭脳センター	H31. 4. 1	2,995,960	システム運用及びシステム保守を含むこの業務は、専門的知識を要するため、機器更新にあたってシステムの再構築を行った株式会社浜名湖国際頭脳センターでなければ業務を遂行することができない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 中央卸売市場 (電話: 053-427-7402)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
231	平成31年度浜松市土地取引規制基礎調査等業務委託	公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会	H31. 4. 1	3, 032, 700	<p>「公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会」は、静岡県内のほぼすべての不動産鑑定士が会員登録する団体であることから、資格、人員等の下記要件を全て満たしており、広域的で客観的な調査が行え、履行実績や信頼性があり、東海地域や国との連絡体制を常に保つことができる唯一の団体であるため。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地取引情報の収集・分析、土地の鑑定評価等ができること 2 国土利用計画法に基づくこの調査は、本市の政令市移行前から、静岡県が事業主体となり、県内全域を対象区域として実施してきたものであり、静岡県及び静岡市が同様の業務委託を継続していることから、作業効率等を考慮し、静岡県や静岡市との調整により統一的な調査ができること 3 静岡県、静岡市及び浜松市区域における調査方法等の統一的な取扱いや意見の調整により円滑な実施が図れること、及び調査地点が複数あることから相当数の不動産鑑定士の動員ができること 4 当該業務を遂行するにあたり、資格、知識、技術、人員の配置、及び情報収集の体制等が整っていること 5 東海地域や国との連絡体制を常に保つため、円滑な情報共有等が図れること <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	都市整備部 土地政策課 (電話：053-457-2365)
232	平成31年度浜松市歴史的風致維持向上計画策定業務	株式会社創建 静岡支店	H31. 4. 1	14, 652, 000	<p>浜松市歴史的風致維持向上計画の策定にあたっては、当該計画の認定申請の目標時期を考慮すると、当該計画の豊富な策定経験を有し、浜松市歴史まちづくり基本方針及び三省協議に必要な本市全域に亘る歴史的風致（歴史的建造物や人々の営み）の内容を熟知した業者と契約する必要がある。また、計画策定にあたり、三省協議も開始しており、協議途中での業者変更は協議進捗に支障をきたすことから、株式会社創建への1者特命とした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	都市整備部 土地政策課 (電話：053-457-2656)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
233	平成31年度わが家の専門家診断事業業務委託	公益社団法人静岡県建築士会	H31. 4. 15	20, 797, 733	<p>本業務は適切な専門的判断能力が求められるため、「プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱」第2(5)及び別表第1により、静岡県知事が認定した「静岡県耐震診断補強相談士」が行なうこととなっている。また、申請者の申込に応じ、市内全域で同時に多数の耐震診断補強相談士を派遣する必要がある。本事業量を迅速に実施するには、多くの耐震診断補強相談士を総括し組織的に遂行できる団体に業務委託する必要があり、当会以外に多数の耐震補強相談士を抱える団体がいないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	都市整備部 建築行政課 (電話: 053-457-2473)
234	迷い犬猫等の保護・運搬業務	株式会社エヴァーブルー	H31. 4. 1	9, 992, 160	<p>指名業者は、市内登録業者で365日24時間業務対応可能な警備業者のうち、「動物取扱業(保管業)」「動物管理有資格者(愛犬飼育管理士)」「犬猫の保護施設の保有」の条件を満たす唯一の業者である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	都市整備部 動物園(動物愛護教育センター) (電話: 053-487-1616)
235	窓口受付及び犬猫相談対応業務	NPO Life Planet	H31. 4. 1	5, 081, 616	<p>市内において、犬猫に起因する相談等を数多く経験している団体のうち、唯一法人格を有し継続して安定的に組織活動を遂行し、動物専門資格(愛玩動物飼養管理士など)の取得者を有し浜松市動物愛護事業に積極的に参加している団体である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	都市整備部 動物園(動物愛護教育センター) (電話: 053-487-1616)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
236	負傷動物等保護収容措置業務	一般社団法人浜松市獣医師会	H31. 4. 1	1, 506, 487	一般社団法人浜松市獣医師会は、浜松市内の開業獣医師により組織されており、浜松市内の負傷動物保護収容事業に協力できる病院を把握し取りまとめている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	都市整備部 動物園 (動物愛護教育センター) (電話：053-487-1616)
237	浜松市動物愛護推進協議会業務	一般社団法人浜松市獣医師会	H31. 4. 1	2, 309, 000	指名業者は、動物愛護について見識が高く、多岐に渡り動物愛護関係団体との交流があり、全国の動物愛護行政等の状況を把握し、浜松市動物愛護行政の一層の推進を図ることができる市内唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	都市整備部 動物園(動物愛護教育センター) (電話：053-487-1616)
238	平成31年度 公共事業に伴う権利等の登記事務業務	一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会	H31. 4. 1	19, 181, 221	一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会は、公共の権利登記業務を受託し、その手続きを適正かつ円滑に実施して、市民の権利の保護に寄与することを目的に設立された団体である。多くの司法書士が所属し、組織的な業務執行が可能であるとともに責任の所在が明確である。権利に関する登記業務は、物件が市内に点在し、不定期に発生する。また、物件によって事前の調査方法や法務局との協議内容が異なり、時間を要する場合もあるため、予定価格の算定が困難である。以上により、同協会1者特命の年間契約(複数単価契約)とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	土木部 道路企画課 (電話：053-457-2375)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
239	平成31年度 浜松市土木スマホ通報システム「いっちょお！」管理サービス業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	H31.4.1	1,650,000	<p>当該システムの開発については、企画提案を募集することで安価でより使い易い機能や、多くの市民に活用してもらえるシステムの作成が評価され、公募型プロポーザル方式契約により、株式会社浜名湖国際頭脳センターが選定された。</p> <p>本システムは、既存のアプリ上にシステムを開発しており、サーバー機器はサービス提供者が保有しているものである。このシステムを単独で取り出すことは技術的に困難であり、仮に、同様のシステムを開発・運用した場合、より多額の開発費及び通信料、保守メンテナンス料を要することとなる。</p> <p>また、当該システムは一般市民が使用するものであるため、安定的かつ確実に作動すること、不具合が生じた場合、早急に対応することが必要であり、開発業者以外では維持管理の確実性、安全性の確保や迅速なサポート、トラブル対応が困難であるため、システム開発業者である株式会社浜名湖国際頭脳センターとの随意契約としたもの。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	土木部 道路保全課 (電話：053-457-2619)
240	平成31年度 浜松市道路施設情報システム保守業務	株式会社フジヤマ	H31.4.1	1,540,000	<p>浜松市道路施設情報システムは、株式会社フジヤマによって独自に構築されていることから、システムの安定的な稼働及びシステム異常時における迅速な対応を行うには、同システムの構造を熟知している同社の技術が必要であり、他事業者が実施することは適さない業務である。したがって、株式会社フジヤマに1者特命随意契約をするものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	土木部 道路保全課 (電話：053-457-2619)
241	平成31年度 浜松市公共用財産(道路・河川等)境界確定業務	公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会西部事務所	H31.4.1	93,810,312	<p>公共用財産(道路・河川等)と民有地との境界に関する申請は、年間2千件を超える件数があり、個人事業者ではその対応が困難である。公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条の規定に基づき、公共嘱託登記業務を適正かつ迅速に実施することを目的に優秀な能力を有する人材を確保し設立された機関である。その豊富な人材と優秀な能力により、年間2千件を超える申請に対し、事務処理も円滑かつ正確に行なうことができるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	土木部 道路保全課 (電話：053-457-2619)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
242	平成31年度土木防災情報システム運営事業土木防災対応支援気象情報処理業務	株式会社ウェザーニューズ	H31.4.1	6,458,400	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予報士を保有し、常時最新の気象情報を提供可能な体制を構築している。 ・現在国交省、気象庁、静岡県、浜松市の雨量・水位情報を集約しリアルタイムでデータの配信が可能である者は株式会社ウェザーニューズのみである。 ・雨量予測・実測により職員の配備の基準となる水防体制指標を配信可能である者は株式会社ウェザーニューズのみである。 <p>以上の理由により株式会社ウェザーニューズへの一者特命とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	土木部 河川課 (電話：053-457-2452)
243	平成31年度土木防災情報システム運営事業土木防災情報システム保守業務	理研精工株式会社	H31.4.1	5,691,600	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の保守対象となるポータルサイトサーバ、カメラ映像録画サーバ、カメラ映像配信サーバ、カメラ映像公開用サーバ類とカメラ、水位計、雨量計などの各種通信機器から構成される基幹ネットワークは、浜松市が必要とするものを同社が独自に設計・構築した。 ・本業務には、安定稼働はもとよりセキュリティ対策機器やネットワーク機器の設定変更が含まれ、ネットワーク運用の安全性を維持した対応が必要である。 ・本業務は、ネットワークの構成内容を熟知した上で障害時の迅速かつ確実な対応が必要である。 <p>以上のことから開発者以外の者では内容把握や障害対応ができない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	土木部 河川課 (電話：053-457-2452)
244	平成31年度土木防災情報システム運営事業水位計雨量計サーバ構築業務	理研精工株式会社	H31.4.1	6,804,000	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の改修の対象となる土木防災ポータルサーバおよび、本業務で構築するデータサーバが連携する動画データサーバは、理研精工株式会社が開発し、関連するハードウェア及びソフトウェアについて現在保守している。 ・他者では本システムの内容把握に長期間を要する。 ・他者では本業務中に発生した障害について迅速な対応ができない。 ・他者での実施の場合、本業務の設計費及び動画データとのデータ連携開発費に多大な費用がかかる。 ・本業務は理研精工株式会社が現在入力部分を構築中の水位計雨量計サーバの、出力部分の構築であり、密接不可分であるため、他者では実施できない。 <p>以上の理由により理研精工株式会社への一者特命とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	土木部 河川課 (電話：053-457-2452)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
245	平成31年度 ポンプ場等維持管理事業 浜松市雨水ポンプ場降雨時運転業務	株式会社ウォーターエージェンシー	H31.4.1	1,954,800	<p>本業務は、降雨時における雨水ポンプ施設の運転を行うものである。雨水ポンプ施設の日常的な保守管理業務は、(株)ウォーターエージェンシーと業務締結をしているため、保守管理を実施する業者が本業務を受託しなければ、降雨時に迅速且つ適切な運転を実施することができない。</p> <p>以上の理由により株式会社ウォーターエージェンシーへの一者特命とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	土木部 河川課 (電話：053-457-2452)
246	平成31年度曳馬中田島線外昇降機設備保守点検業務	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 中部支社静岡支店	H31.4.1	12,441,600	<p>本業務委託は、昇降機設置業者による遠隔操作システムを使用することで、24時間監視と自動点検による予防保全が可能であるが、これは設備設置業者が開発した独自技術によるものである。そのため、効率的な点検を実施できるよう機器設置メーカーへ随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	土木部 南土木整備事務所 (電話：053-457-1018)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
247	平成31年度 浜松駅前広場等施設管理業務	一般財団法人浜松まちづくり公社	H31. 4. 1	93, 118, 680	<p>本市の玄関口である浜松駅前広場は、バスターミナル施設を中心に、そこから放射状に広がる地下通路、JR浜松駅の南北広場、また東側に延びるアクタタワーへの通路等、大勢の市民が利用する都市施設であり、利用者の安全確保に万全な管理体制をとらなければならない。中央部のバスターミナル施設は、(一財)浜松市まちづくり公社(以下、「公社」という。)が所有するバス事業施設や管理事務所等と、浜松市が所有する地下広場、エレベーター、公衆トイレ等とが混在している。こうしたことから、バスターミナル施設の供用開始時(昭和57年度)から、「浜松駅前広場バス利用者協議会」の方針に基づき、管理事務所を所有する公社が一体的、包括的に管理してきた。公社は、自らが所有する管理事務所並びにバス事業施設の維持管理を実施していることから、現場・施設の状態を熟知し、バスターミナル施設を含めた浜松駅前広場の施設管理を一体的に実施する能力を有している。また、公社所有の管理事務所には、浜松市が所有するトイレの警報器や、監視カメラモニターなど重要な設備が集約されており、昼夜間における監視警備を公社職員又は警備員が実施しているため、他者が管理するには大規模なシステム改修が必要となる。これらのことから、当業務を効率的に実施できる者は他にないことから、委託事業者として選定するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	土木部 南土木整備事務所 (電話: 053-457-1018)
248	平成31年度南区可美地下道車椅子用階段リフト保守点検業務	クマリフト株式会社 静岡営業所	H31. 4. 1	2, 060, 640	<p>本設備の車椅子用階段リフトは「クマリフト株式会社」が自ら設計・製作し、設置されたものである。点検業務にはメーカー独自の技術力と専用部品の調達能力が不可欠であり、「クマリフト(株)静岡営業所」以外では施行技術を有していないとともに、付属部品の調達も困難であることから、本設備設置メーカーへの随意契約とするものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	土木部 南土木整備事務所 (電話: 053-457-1018)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
249	平成31年度浜松駅北口広場 昇降機設備保守点検業務	日本オーチス・エレ ベータ株式会社 静岡 支店	H31. 4. 1	2, 326, 320	本業務委託は、昇降機設置業者による遠隔操作システムを使用することで、24時間監視と自動点検による予防保全が可能であるが、これは設備設置業者が開発した独自技術によるものである。そのため、効率的な点検を実施できるよう機器設置メーカーへ随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 南土木整備事務所 (電話：053-457-1018)
250	平成31年度南土木整備事 務所自家用電気工作物保安 管理業務	一般財団法人 中部電 気保安協会	H31. 4. 1	1, 093, 608	本設備は漏電監視装置などが構築されており中部電気保安協会に繋がっている。24時間での監視および緊急対応が出来る中部電気保安協会以外では委託が困難であることから1者特命で指名するものとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 南土木整備事務所 (電話：053-457-1012)
251	(一括)助信駅西側自由通路 ほか14施設昇降機設備保 守点検業務	三菱電機ビルテクノ サービス株式会社 中 部支社静岡支店	H31. 4. 1	8, 910, 000	本業務委託は、昇降機設置業者による遠隔操作システムを使用することで、24時間監視と自動点検による予防保全が可能であるが、これは設備設置業者が開発した独自技術によるものである。そのため、効率的な点検を実施できるよう機器設置メーカーへ随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 南土木整備事務所 (電話：053-457-1018)
252	浜松市口座振替データ伝送 業務	株式会社静岡銀行	H31. 4. 1	2, 585, 000	伝送のため専用のシステムを使用しており、(株)静岡銀行の子会社である静銀コンピューターサービス(株)※が開発及び運用しているが、販売及び契約は(株)静岡銀行のみが取り扱っているため、(株)静岡銀行との随意契約とする。 ※銀行法施行規則第17条の3に定められた子会社 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	会計管理者 会計課 (電話：053-457-2181)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
253	平成31年度浜松市消防庁 舎自家用電気工作物保安管 理業務	一般財団法人中部電気 保安協会 浜松営業所	H31.4.1	2,540,160	消防業務の支障をきたさないよう、市内の各地に支店を 有し、24時間体制で迅速かつ的確に対応できる者は一 般財団法人中部電気保安協会のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	消防局 消防総務課 (電話:053-475-7524)
254	(一括)浜松市教育委員会 事務局等清掃・害虫駆除業 務	ALSOKビルサービ ス株式会社	H31.4.1	1,644,234	指名業者はイーステージ浜松オフィス棟建物内に事務所 を有し、同オフィス棟管理組合から共用部分の日常清 掃・定期清掃業務を受託している。また、イーステージ 浜松オフィス棟使用細則において、施設設備の管理の都 合上、イーステージ浜松オフィス棟管理組合が指定する 業者(共用部分の清掃業者)を契約の相手方とする事が 想定されており、このような業者は指名業者以外にはな いため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2401)
255	(一括)浜松市教育委員会 事務局等警備業務	ALSOKビルサービ ス株式会社	H31.4.1	1,010,880	指名業者はイーステージ浜松オフィス棟建物内に事務所 を有し、同オフィス棟管理組合から警備業務を受託して いる。建物全館における警備システムの連携による管理 を実施し、確実に運用させることが不可欠であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2401)
256	浜松市しもあたご放課後子 供教室推進事業業務	下阿多古地区社会福祉 協議会	H31.4.1	2,050,380	本事業は、放課後児童会未開設地域において、地域住民 の参画を得て事業の実施が可能な団体に業務を委託する ものである。当該地域において事業実施が可能な団体を 調査した結果、当該団体以外に実施可能な団体が存在し ないこと、平成31年4月から事業実施の必要があること 、当該団体は平成28年度から同事業を受託し、事業 の目的を達する十分な実績もあることから、契約方法を 随意契約(1者特命)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2406)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
257	浜松市あたご放課後子供教室推進事業業務	あたご放課後子ども教室	H31.4.1	1,490,400	<p>本事業は、放課後児童会未開設地域において、地域住民の参画を得て事業の実施が可能な団体に業務を委託するものである。当該地域において事業実施が可能な団体を調査した結果、当該団体以外に実施可能な団体が存在しないこと、平成31年4月から事業実施の必要があること、当該団体は平成26年度から同事業を受託し、事業の目的を達する十分な実績もあることから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2406)
258	浜松市水窪放課後子供教室推進事業業務	特定非営利活動法人まちづくりネットワークWILL	H31.4.1	2,076,840	<p>本事業は、放課後児童会未開設地域において、地域住民の参画を得て事業の実施が可能な団体に業務を委託するものである。当該地域において事業実施が可能な団体を調査した結果、当該団体以外に実施可能な団体が存在しないこと、平成31年4月から事業実施の必要があること、当該団体は平成25年度から同事業を受託し、事業の目的を達する十分な実績もあることから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2406)
259	浜松市浦川放課後子供教室推進事業業務	浦川子供教室	H31.4.1	1,762,020	<p>本事業は、放課後児童会未開設地域において、地域住民の参画を得て事業の実施が可能な団体に業務を委託するものである。当該地域において事業実施が可能な団体を調査した結果、当該団体以外に実施可能な団体が存在しないこと、平成31年4月から事業実施の必要があること、当該団体は平成30年度地域力向上事業において浦川放課後子供教室を実施しており事業の目的を達する十分な実績もあることから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2406)
260	浜松市はるの放課後子供教室(気田地区)推進事業業務	SunSunクラブ	H31.4.1	2,008,800	<p>本事業は、放課後児童会未開設地域において、地域住民の参画を得て事業の実施が可能な団体に業務を委託するものである。当該地域において事業実施が可能な団体を調査した結果、当該団体以外に実施可能な団体が存在しないこと、平成31年4月から事業実施の必要があること、当該団体は平成28年度から同事業を受託し、事業の目的を達する十分な実績もあることから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2406)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
261	浜松市はるの放課後子供教室(犬居地区)推進事業業務	S u n S u n クラブ	H31. 4. 1	1, 981, 584	放課後児童会未開設地域において、地域住民の参画を得て事業を実施できる団体を募集し、業務を委託するものである。当該地域において、他の応募団体がなく該当する業者が存在しないことから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。なお、当該団体は、平成27年度から同事業を受託し、事業の目的を達する十分な実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育総務課 (電話: 053-457-2406)
262	(一括)令和元年度(6月~3月)浜松市天竜区天竜地域通学バス校(園)外学習運行管理業務	遠鉄アシスト株式会社	R1. 5. 30	1, 360, 800	天竜区天竜地域通学バス運行管理業務の受託者である遠鉄アシスト(株)は、本業務に使用する車両の運行管理及び登下校便運行時刻の把握をしていることから、校外学習を含め総合的に運行管理業務を行うことが可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育総務課 (電話: 053-457-2406)
263	(一括)平成31年度小荷物専用昇降機点検業務(相生小学校他)	日本オーチス・エレベータ株式会社 静岡支店	H31. 4. 1	2, 937, 600	当該昇降機は同社が製造設置した装置であり、製造設置業者以外の業者では緊急時に即時対応(修繕・部品調達等)ができず学校教育・衛生環境に支障をきたす恐れがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育施設課 (電話: 053-457-2403)
264	浜松市小中学校図書管理システム保守及び、機器撤去データ消去等業務	天方産業株式会社	H31. 4. 1	12, 887, 300	現在、図書管理システムの保守業務を行える業者は「りいぶる」の開発元であるメーカーより運用管理やサポート技術の認定を取得している業者のみであり、静岡県西部では天方産業株式会社のみが、認定業者であることと、学校現場に影響のないよう現在稼働している機器の撤去及びデータ消去を行うことができるのは同社のみであることから、同社を特命で指名する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育施設課 (電話: 053-457-2403)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
265	浜松市立小中学校空調設備整備事業PFIアドバイザー業務(第2期)	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 名古屋	H31.4.1	21,168,000	PFIアドバイザー業務は空調PFI事業に関して法務・財務・技術面で専門性の高い知識を有していることが重要であるとともに、平成30年度に実施したアドバイザー業務で把握している浜松市の状況や民間事業者の意見を反映する形で事業を進めていく必要がある。また、平成31年12月の事業着手に向け、限られたスケジュールの中で事業者選定手続きを進めていくことになるが、これまでの検討と今後の事業実施の継続性を確保し、本事業を円滑に進めるためには、導入手法調査から直接業務に携わり、その経過や内容を熟知している業者が履行する必要があるため、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)名古屋と随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育施設課 (電話:053-457-2403)
266	(一括)平成31年度 自家用電気工作物保安管理業務(北区)(2回目)	(一財)中部電気保安協会	H31.4.1	2,724,192	平成31年度当初契約に向けて、入札を実施したが入札金額と予定価格に多大な乖離があり、不調となった。業務の性質上、仕様の変更並びに業務の空白期間を設けることが出来ず緊急にて受注業者を決定する必要がある。 また、入札に際して、自家用電気工作物保安管理業務の実績のある業者や同業務の資格を持つ新規業者を指名したが、金額や履行能力に折り合いがつかず落札には至らなかったため、指名替えによる再入札も難しい状況で有る為、昨年度の受注実績があり、契約金額も安価であった(一財)中部電気保安協会に対して不落随意契約(一者特命)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当)	学校教育部 教育施設課 (電話:053-457-2403)
267	(一括)平成31年度 自家用電気工作物保安管理業務(デマンド監視装置設置校)(2回目)	(一財)中部電気保安協会	H31.4.1	4,100,544	平成31年度当初契約に向けて、入札を実施したが入札金額と予定価格に多大な乖離があり、不調となった。業務の性質上、仕様の変更並びに業務の空白期間を設けることが出来ず緊急にて受注業者を決定する必要がある。 また、入札に際して、自家用電気工作物保安管理業務の実績のある業者や同業務の資格を持つ新規業者を指名したが、金額や履行能力に折り合いがつかず落札には至らなかったため、指名替えによる再入札も難しい状況で有る為、昨年度の受注実績があり、契約金額も安価であった(一財)中部電気保安協会に対して不落随意契約(一者特命)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当)	学校教育部 教育施設課 (電話:053-457-2403)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
268	浜松市教員採用等案内作成及び教員の魅力を伝えるイベント開催業務	株式会社 エイエーパー 浜松支店	H31. 4. 24	2, 000, 000	公募型プロポーザルによる調達により、最もすぐれた企画提案を行った当該業者を選定。見積合せを行い、委託業者として決定したもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育部 教職員課 (電話：053-457-2414)
269	平成31年度浜松市教職員のストレスチェック業務及び研修等事業業務	株式会社 フジEAPセンター	H31. 4. 26	5, 496, 066	・本業務は、高い専門性を必要とし、各業者で独自のノウハウを有していることから、平成28年度に公募型プロポーザル方式により調達を行い、企画提案の内容を評価採点した結果、当該業者を最適業者と決定した経緯あり。 ・当該業者は、高ストレス者に対する産業医の面接場所等、個人のプライバシーが守られており、教職員が面接を受けやすい環境が整えられている。 ・令和元年度においても、事業に大幅な変更がなく、また、経年変化の把握・分析、研修の継続的な実施が必要のため当該業者との契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育部 教職員課 (電話：053-457-2414)
270	浜松市立小中学校訪問看護業務委託	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	H31. 4. 5	1, 004, 832	委託先については、学校を安心して過ごせる環境とするため、医療的ケアを受ける児童及びその保護者と信頼関係ができていて、学習や生活面での自立を促すよう学校と密に連携して支援を行うことが必要。 上記を満たす委託先は、当該児童の体調管理を行っている訪問看護ステーションしかなく、その性質又は目的が競争入札に適さないことから随意契約(一者特命)とする。 対象児童が通う診療所の訪問看護ステーションを運営している浜松市社会福祉事業団を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育部 指導課 (電話：053-457-2428)
271	浜松市開票集計システム改修業務	株式会社ムサシ浜松営業所	R1. 6. 5	8, 629, 200	浜松市開票集計システムは株式会社ムサシが開発したシステムであり、かつ浜松市独自の環境設定があることから、本システムを開発した株式会社ムサシでなければ安全かつ迅速な改修はできないため、同社を一者特命とするもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市選挙管理委員会事務局 (電話：053-457-2521)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
272	浜松市水道料金等調定システム保守業務	日本電気株式会社浜松支店	H31. 4. 1	8,488,800	浜松市水道料金等調定システムを開発し、所有権を有する事業者でなければ対応ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	上下水道部 お客さまサービス課 (電話: 053-474-7812)
273	浜松市水道料金等調定システム機能改修業務【消費税改定対応】	日本電気株式会社浜松支店	R1. 5. 10	7,830,000	浜松市水道料金等調定システムを開発し、所有権を有する事業者でなければ対応ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	上下水道部 お客さまサービス課 (電話: 053-474-7812)
274	浜松市水道地理情報管理システムソフトウェア保守管理業務	株式会社管総研 東京支店	H31. 4. 1	3,920,400	システムに障害が生じた場合の対応や機器環境の変更に伴う調整及びデータのバックアップを行なう業務であり、システムの著作権を有する(株)管総研でなければ対応することができない。以上のことから(株)管総研東京支店と随意契約をするものです。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 2 号該当)	上下水道部 水道工事課 (電話: 053 -474-7411)
275	浜松市水道地理情報管理システムデータ更新業務	株式会社管総研 東京支店	H31. 4. 26	10,368,000	データ更新後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、プログラムの開発・製造業者である(株)管総研以外ではできないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 2 号該当)	上下水道部 水道工事課 (電話: 053 -474-7411)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
276	休日及び夜間修繕待機業務	浜松上下水道協同組合	H31.4.1	7,087,068	休日、夜間に係る修繕業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、指定工事業者で構成されている浜松上下水道協同組合以外は対応できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第2号該当)	上下水道部 水道工事課 (電話:053-474-7911)
277	平成31年度 原委第5号 大原浄水場外計装機器保守 点検業務	株式会社日立製作所 浜松支店	H31.4.1	4,455,000	本施設の計装機器は、市民生活や日常運転に影響なく安定稼働させるため、高い安全性、信頼性が要求される。また、当該機器は、株式会社日立製作所が構築・設計したもので、製作にあたっては業者独自方法にてシステムなどが構築されており、保守点検作業時には、製作時の同一手法・技術が必要となることから、株式会社日立製作所浜松支店と随意契約(一者特命)としたい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部 浄水課 (電話:053-436-1307)
278	平成31年度 原委第7号 常光浄水場外電気設備計装 機器保守点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 静岡支社	H31.4.1	8,998,000	本施設の電気設備・計装機器は、市民生活や日常運転に影響なく安定稼働させるため、重要かつ高い信頼性が要求される。また、当該設備は、三菱電機株式会社が構築・設計したもので、製作にあたっては業者独自方法にてシステムなどが構築されており、保守点検作業時には、製作時の同一手法・技術が必要となることから、本設備の製作会社より保守点検業務を移管されている、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社静岡支社と随意契約(一者特命)としたい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部 浄水課 (電話:053-436-1307)
279	平成31年度 原委第13号 大原浄水場緊急遮断弁 点検業務	株式会社前澤エンジニアリングサービス 静岡出張所	H31.4.1	1,080,000	特殊な試験機器を保有し、保守後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者(代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む)以外ではできないため、本設備の製作会社より点検業務を移管されている、株式会社前澤エンジニアリングサービス静岡出張所と随意契約(一者特命)としたい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部 浄水課 (電話:053-436-1307)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
280	平成31年度 ガスクロマトグラフ質量分析装置等保守点検業務	東海理機株式会社 浜松営業所	H31.4.1	3,196,600	装置の製造業者である株式会社島津製作所は、分析装置の保守・点検契約の官公庁向け窓口を東海理機株式会社のみに限定しているため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部 浄水課 (電話:053-436-1307)
281	平成31年度 委託第17号 中部浄化センター焼却灰運搬業務	東海運株式会社 東京陸運事業部	H31.4.1	4,309,200	浜松市(または静岡県)及び指定の処分場所在地の産業廃棄物収集運搬業許可証(産業廃棄物の種類:ばいじん)を有し、中部浄化センターの焼却灰の搬出形態に対応でき、かつ、再資源化処分が可能な産業廃棄物処理場に適合する粉粒体運搬車両を所有する唯一の入札参加資格登録業者であるため一者特命とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部 下水道施設課 (電話:053-441-3631)
282	平成31年度 委託第18号 中部浄化センター焼却灰処分業務	太平洋セメント株式会社 環境事業部	H31.4.1	5,508,000	浜松市に入札参加資格登録されている産業廃棄物処分業許可証(産業廃棄物の種類:ばいじん)を有する業者のうち、中部浄化センターの汚泥焼却炉から発生する焼却灰を適正に処分かつ再資源化するための手法として、セメント原料化が可能な唯一の登録業者であるため一者特命とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部 下水道施設課 (電話:053-441-3631)
283	平成31年度 西遠浄化センター第三者モニタリング業務	地方共同法人日本下水道事業団	H31.4.1	22,399,200	浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業(西遠コンセッション)の第三者モニタリング(履行監視)機関として、経営、改築及び維持管理の各事業について市によるモニタリングと同じ視点で客観的かつ専門的な確認及び助言を行うことに対応できる下水道事業に関する団体がほかにはないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部 下水道施設課 (電話:053-441-3631)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
284	平成31年度 都田地区農業集落排水処理施設汚泥運搬業務	一般財団法人浜松市清掃公社	H31.4.10	3,034,972	農業集落排水処理施設から発生する汚泥の収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。都田地区農業集落排水処理施設がある北区都田町を収集地域とする許可業者は、一般財団法人浜松市清掃公社1社のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話:053-922-0038)
285	平成31年度 上市場農業集落排水処理施設汚泥運搬業務	株式会社ハマエイ	H31.4.10	1,487,160	農業集落排水処理施設から発生する汚泥の収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。上市場農業集落排水処理施設がある処理区を収集地域とする許可業者は、株式会社ハマエイ1社のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話:053-922-0038)
286	平成31年度 両島・落合石神農業集落排水処理施設汚泥運搬業務	株式会社ハマエイ	H31.4.17	5,572,800	農業集落排水処理施設から発生する汚泥の収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。両島・落合石神農業集落排水処理施設がある処理区を収集地域とする許可業者は、株式会社ハマエイ1社のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話:053-922-0038)
287	令和元年度 緑恵台農業集落排水処理施設 汚泥運搬清掃業務	株式会社ハマエイ	R1.5.14	6,004,800	農業集落排水処理施設から発生する汚泥の収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。緑恵台農業集落排水処理施設がある処理区を収集地域とする許可業者は、株式会社ハマエイ1社のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話:053-922-0038)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
288	平成31年度 天竜区内修繕待機業務	天竜北遠上下水道協同組合	H31.4.1	6,771,600	平日夜間及び休日に係る修繕業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、指定工事業者で構成されている天竜北遠上下水道協同組合以外は対応できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話:053-922-0035)
289	平成31年度 天竜区水道施設管理業務	天竜北遠上下水道協同組合	H31.4.1	35,510,400	施設管理業務は、地域性や早期対応が不可欠であることから、地元水道業者とのかかわりを最重要視した。長年にわたり当地域の水道施設管理に携わり施設状況を把握しており、事故にも迅速に対応できる唯一の業者であるため、天竜北遠上下水道協同組合を選定した。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話:053-922-0035)
290	令和元年度 遠方監視装置及び計装設備(一般計器)保守点検業務その1	誠興電気株式会社	R1.5.23	1,890,000	該当施設設備の自動運転及び中央監視装置の親局・子局は、誠興電機株式会社が独自に開発したものであり、他の計器とも連動しているため、開発会社でしか業務遂行ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話:053-922-0035)
291	令和元年度 遠方監視装置及び計装設備(一般計器)保守点検業務その2	シンク・エンジニアリング株式会社	R1.5.23	4,320,000	該当施設設備の自動運転及び中央監視装置の親局・子局は、シンク・エンジニアリング株が独自に開発したものであり、他の計器とも連動しているため、開発会社でしか業務遂行ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話:053-922-0035)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
292	令和元年度 バルブ・ゲート(緊急遮断弁)設備保守点検業務その1	株式会社水機テクノス 静岡営業所	R1.6.19	658,800	バルブ・ゲート(緊急遮断弁)は地震発生時に配水池の水を一定量確保するための設備であり、その特殊な性質のため、開発・製造メーカー以外では適切な保守管理ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話:053-922-0035)
293	令和元年度 バルブ・ゲート(緊急遮断弁)設備保守点検業務その2	株式会社森田鉄工所名 古屋営業支店	R1.6.19	507,600	バルブ・ゲート(緊急遮断弁)は地震発生時に配水池の水を一定量確保するための設備であり、その特殊な性質のため、開発・製造メーカー以外では適切な保守管理ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話:053-922-0035)
294	令和元年度 バルブ・ゲート(緊急遮断弁)設備保守点検業務その3	日本エンジニア株式会社	R1.6.19	2,592,000	バルブ・ゲート(緊急遮断弁)は地震発生時に配水池の水を一定量確保するための設備であり、その特殊な性質のため、開発・製造メーカー以外では適切な保守管理ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話:053-922-0035)
295	令和元年度 佐久間町遠方監視装置及び計装設備(一般計器)保守点検業務	日本エンジニア株式会社	R1.5.21	1,188,000	本業務委託対象機器の中央監視装置及びテレメータ装置のシステムソフトは、日本エンジニア株式会社の特許製品であり、他に使用許諾を受けている業者も無い。また、機器やシステム構築等の内用に精通し保守点検できる業者も無いため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 佐久間上下水道室 (電話:053-966-0007)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
296	平成31年度 休日及び夜間 修繕待機業務(細江町・引 佐町・三ヶ日町)	細江町水道工事協同組 合	H31. 4. 1	6,675,000	修繕の迅速な対応と市民サービスの向上において、年間 を通して広域的なサービスを行なうには一企業では困難 なため、内容を熟知している指定工事業者で構成されて いる細江町水道工事協同組合でないと対応できないた め。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	上下水道部 北部上下水 道課 (電話:053-525-6081)
297	平成31年度 休日及び夜間 修繕待機業務(浜北区)	浜北上下水道協同組合	H31. 4. 1	4,677,000	修繕の迅速な対応と市民サービスの向上において、年間 を通して広域的なサービスを行なうには一企業では困難 なため、内容を熟知している指定工事業者で構成されて いる浜北上下水道協同組合でないと対応できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	上下水道部 北部上下水 道課 (電話:053-525-6081)
298	令和元年度 金指配水場外 8施設緊急遮断弁点検業務	株式会社清水鐵工所 名古屋営業所	R1. 5. 28	1,188,000	株式会社清水鐵工所の緊急遮断弁の点検を行うもので、 メーカー独自の技術力と専用部品の調達が不可欠である ため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	上下水道部 北部上下水 道課 (電話:053-525-6081)
299	令和元年度 永島配水場外 8施設設計装設備点検業務	誠興電機株式会社	R1. 6. 10	2,430,000	他の設備・システムと連携しており、設備・システム間 の性能、安定稼働を維持し、遅滞なく円滑に保守・改 修・データ入力することは、他の業者ではできないた め。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	上下水道部 北部上下水 道課 (電話:053-525-6081)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
300	行政連絡業務委託	中区自治会連合会	H31.4.1	105,354,240	<p>これまで、市民への広報はままつ、議会だより等文書の配布・回覧、簡易な調査などの業務について、浜松市と「中区自治会連合会」との間で業務委託契約を締結し、処理してきた。地域に密着した住民組織である「中区自治会連合会」は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績と迅速性、正確性からも他に代わるものがない。また、回覧や配布の過程で、隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持、形成にも寄与することのできる団体は、地域に密着した住民組織である「中区自治会連合会」のほかにはないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	中区 区振興課 (電話：053-457-2210)
301	平成31年度 浜松市犀ヶ崖資料館維持管理運営業務	浜松観光ボランティアガイドの会	H31.4.1	6,000,000	<p>当業務では、単に資料館の維持管理を行うだけでなく、三方ヶ原の合戦や遠州大念仏などの郷土の歴史や文化について来場者に説明・案内することが、最も重要な業務となる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	中区 まちづくり推進課 (電話：053-457-2779)
302	浜松市障がい者相談支援事業(中区)実施業務	<p>社会福祉法人聖隷福祉事業団</p> <p>社会福祉法人小羊学園</p> <p>特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会</p> <p>計3事業所</p>	H31.4.1	1事業所あたり 9,077,160円	<p>障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。本業務は、実施要綱に基づき浜松市障がい者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、中区において台帳に登録されている事業所・法人は3事業所・3法人だけであるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	中区 社会福祉課 (電話：053-457-2057)
303	浜松市地域包括支援センター運営事業	医療法人社団あずま会 他3法人	H31.4.1	203,740,000	<p>本事業は地域における包括的かつ継続的なケアマネジメントの体制を構築するために地域包括支援センターを設置し、総合的な相談及び支援、権利擁護のための援助、包括的かつ継続的なケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等を実施することを目的とする。このような対応が可能な事業者は他にないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	中区 長寿保険課 (電話：053-457-2062)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
304	平成31年度 浜松市高齢者住宅等生活援助員派遣事業業務	社会福祉法人慈悲庵	H31.4.1	1,071,200	<p>選定した業者は、シルバーハウジング・プロジェクトで建設された板屋町高齢者向け優良賃貸住宅を運営しており、同じ建物内において高齢者相談センター、通所介護事業を実施しているため、本業務における24時間対応や、緊急時の迅速な対応が可能である。このような対応が可能なのは他にはないため、特命により指名するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	中区 長寿保険課 (電話:053-457-2062)
305	浜松市生活支援ハウス運営事業	社会福祉法人聖隷福祉事業団	H31.4.1	6,519,000	<p>本事業は高齢者に対して、介護支援機能や住居機能、交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。このような対応が可能なのは他にはないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	中区 長寿保険課 (電話:053-457-2062)
306	浜松市高齢者あんしん一時宿泊事業(短期宿泊事業)業務	社会福祉法人浜松仏教養護院 他9法人	H31.4.1	6,517,000	<p>本事業は緊急に保護を必要とする高齢者の保護または環境的理由や経済的理由などにより在宅生活が困難な高齢者の施設入所が必要となったとき、入所または在宅生活に戻るまでの一定期間、一時的な滞在場所を確保・提供することにより、日常生活に対する支援を行うもの。このような対応が可能なのは他にはないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	中区 長寿保険課 (電話:053-457-2062)
307	平成31年度東区行政連絡業務	東区自治会連合会	H31.4.1	48,492,480	<p>地域に密着した住民組織である東区自治会連合会は、地域の実情に精通し、業務を円滑に処理してきている実績と、迅速性、正確性、信頼性からも他に代わるものはないため。また、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域のコミュニティの維持、形成にも寄与するため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	東区 区民生活課 (電話:053-424-0164)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
308	平成31年度行政連絡業務	西区自治会連合会	H31.4.1	36,992,640	<p>地域に密着した住民組織である「西区自治会連合会」は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績があり、迅速性、正確性、経済性の面からも他に代わるものはない。</p> <p>また、住民組織へ委託することにより、配布や回覧の過程での隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持・形成にも寄与するため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	西区 区振興課 (電話:053-597-1112)
309	平成31年度村櫛観光トイレし尿収集業務	一般財団法人浜松市清掃公社	H31.4.1	1,083,600	<p>浜松市一般廃棄物処理実施計画で定める「し尿・浄化槽汚泥」の収集運搬業者が、旧浜松市地区地域の場合は、廃棄物収集運搬許可も有している一般財団法人浜松市清掃公社1社であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	西区 まちづくり推進課 (電話:053-597-1150)
310	平成31年度舘山寺ターミナル施設管理運営業務	舘山寺温泉観光協会	H31.4.1	1,487,160	<p>舘山寺ターミナル施設の利用者は、観光客が主であり、観光案内が必須である。そのため、同施設内に観光案内所を無休で運営している舘山寺温泉観光協会に委託することが効率的である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	西区 まちづくり推進課 (電話:053-597-1150)
311	平成31年度浜松市舞阪駐車場管理システム機器保守点検及び使用料徴収業務	ユニヴァーサル商事株式会社	H31.4.1	5,618,160	<p>ユニヴァーサル商事㈱は、浜松市舞阪駐車場管理システム機器賃貸借契約先であるため、機器の内部を保守点検できるのは、ユニヴァーサル商事㈱だけである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	西区 まちづくり推進課 (電話:053-597-1150)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
312	平成31年度弁天島駅前観光案内所管理運営業務	舞阪町観光協会	H31. 4. 1	2, 225, 210	弁天島駅周辺の観光施設や宿泊施設の空き状況などを常に把握し、最新の情報を観光客に提供できるのは、舞阪町観光協会だけである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 まちづくり推進課 (電話: 053-597-1150)
313	平成31年度館山寺西海岸清掃業務	館山寺温泉観光協会	R1. 6. 1	3, 931, 200	海岸には、日常的に漂着物が流れ着き、特に大雨や荒天の風水害後は漂着物が大量に流れ着く状況がある。 ①地元で拠点を置き、常に海岸の状況を把握し、観光資源の保全に努めている館山寺温泉観光協会へ委託することによって、迅速かつ円滑に対応することができる。 ②地域の意見や要望を集約する窓口としての役割が期待でき、地域と連携した自然環境の保全に係る普及活動を推進できる。以上のことから、地域の意見集約を図り、館山寺西海岸の美観を保てるのは館山寺温泉観光協会だけである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 まちづくり推進課 (電話: 053-597-1150)
314	平成31年度浜松市弁天島海浜公園管理運営業務	舞阪町観光協会	H31. 4. 1	16, 610, 400	舞阪町観光協会は、旧舞阪町時代から管理業務を受託し、平成18年度からは管理運営業務受託者として施設の適切な管理運営や利用者へのサービス向上に取り組んできた団体である。また、公園の隅々までその状況を把握しているとともに、春から夏の繁忙期の公園の賑わいと周辺道路の渋滞状況など、現場にいる者として細かく把握し、その様子を、SNS等を通じて情報発信も行っている団体である。 自転車ターミナル施設管理運営においても、同施設内に観光案内所を構えて、地元をはじめ浜名湖周辺の観光情報に精通し、運営においても自転車ターミナルとの連携協力体制も構築されている。 夏場の海水浴運営においては、地元協会として潮の流れの変化や安全区域南側が航路であり急に水深が深くなる特有の地形状況などに精通し、日常的な備えと、緊急時の迅速かつ的確な対応が可能な体制がとられている。 さらに、公園の再整備(弁天島海浜公園利活用事業)が進行している中で、公園と当地域における諸問題について、舞阪町観光協会は、「浜名湖弁天島地域活性化協議会」の要となる事務局として、関係団体、地元自治会等の取りまとめを行う団体であり、公園管理と再開発の事業と連動して運営できるのは舞阪町観光協会のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 まちづくり推進課 (電話: 053-597-1150)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
315	平成31年度 浜松市障がい者相談支援事業(西区)実施業務	社会福祉法人ひかりの園	H31.4.1	9,077,160	本業務は、障害者総合支援法に基づく市町村の必須事業として、実施要綱に基づき専門職を配置して実施するものである。法人の専門職が有する知識、経験を活かすことができるとともに、柔軟な事業運営が期待できるため、障害福祉に精通した法人に業務を委託する。また本業務は、実施要綱第2条第2項に基づき浜松市障がい者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、登録されている台帳より、主な相談エリアを西区管内とする社会福祉法人ひかりの園を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	西区 社会福祉課 (電話:053-597-1159)
316	平成31年度 浜松市障がい者相談支援事業(西区)実施業務	社会福祉法人復泉会	H31.4.1	9,077,160	本業務は、障害者総合支援法に基づく市町村の必須事業として、実施要綱に基づき専門職を配置して実施するものである。法人の専門職が有する知識、経験を活かすことができるとともに、柔軟な事業運営が期待できるため、障害福祉に精通した法人に業務を委託する。また本業務は、実施要綱第2条第2項に基づき浜松市障がい者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、登録されている台帳より、主な相談エリアを西区管内とする社会福祉法人復泉会を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	西区 社会福祉課 (電話:053-597-1159)
317	平成31年度浜松市高齢者元気はつらつ教室事業	社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会	H31.4.1	17,000,000	虚弱高齢者の介護や支援についてのノウハウと豊富な経験を持つ人材を有し、事業実施体制も確立されており、地域における認知度・信頼も高く、安定的かつ適正に実施できる事業者が他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	西区 長寿保険課 (電話:053-597-1164)
318	平成31年度浜松市生活支援ハウス運営事業	社会福祉法人 三幸会	H31.4.1	6,701,200	生活支援ハウス「山崎」を保有している法人へ委託するものであり、他の事業者へ委託することは不可能である。なお、当該施設機能の有効的な活用について熟知し、より質の高い高齢者福祉事業を行うことができる法人であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	西区 長寿保険課 (電話:053-597-1164)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
319	平成31年度浜松市地域包括支援センター運営事業(大平台)	社会福祉法人 三幸会	H31. 4. 1	30,965,900	<p>虚弱高齢者等の処遇について精通しており、事業実施体制も確立している法人へ委託することでより効率的かつ効果的に事業をすすめることができる。地域包括支援センター運営協議会の承認を得た法人へ委託するため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	西区 長寿保険課 (電話: 053-597-1164)
320	平成31年度浜松市地域包括支援センター運営事業(和地)	社会福祉法人 慶成会	H31. 4. 1	30,965,900	<p>虚弱高齢者等の処遇について精通しており、事業実施体制も確立している法人へ委託することでより効率的かつ効果的に事業をすすめることができる。地域包括支援センター運営協議会の承認を得た法人へ委託するため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	西区 長寿保険課 (電話: 053-597-1164)
321	平成31年度浜松市地域包括支援センター運営事業(雄踏)	医療法人社団 一穂会	H31. 4. 1	36,165,900	<p>虚弱高齢者等の処遇について精通しており、事業実施体制も確立している法人へ委託することでより効率的かつ効果的に事業をすすめることができる。地域包括支援センター運営協議会の承認を得た法人へ委託するため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	西区 長寿保険課 (電話: 053-597-1164)
322	平成31年度 雄踏町・舞阪町休日在宅診療業務	一般社団法人浜名医師会	H31. 4. 1	7,032,960	<p>本業務は医師資格が必須であり、市民が日曜日及び祝日において診療が必要な場合に医療機関を受診できるように、雄踏地区及び舞阪地区の医療機関を統括する一般社団法人浜名医師会と契約するもので、競争入札に適さないため一者特命とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	西区 健康づくり課 (電話: 053-597-1120)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
323	浜松市予防接種等業務	一般社団法人浜名医師会	H31.4.1	51,110,604	本業務は医師資格が必須であり、地域の安定的な接種環境を確保するため、雄踏地区及び舞阪地区の医療機関を統括する一般社団法人浜名医師会と一者特命で契約するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	西区 健康づくり課 (電話:053-597-1120)
324	平成31年度アカウミガメ保護業務	特定非営利活動法人サンクチュアリーエヌピーオー	H31.4.1	3,224,000	野生生物の保護は気温や海岸の状況などにあわせて臨機応変な対応が求められる。自然保護団体としてアカウミガメの生態等に精通し、アカウミガメの自然保護活動を行う傍ら、会独自で自然観察会や体験教室等子ども向けの活動を行い、これらのノウハウを活かした体験型プログラムの実施が期待でき、昭和62年以来、継続して市の事業委託を行い、その着実な実績をあげてきた。なお、浜松地域において同様の事業を実施することができる団体等は他に存在しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	南区 区民生活課 (電話:053-425-1382)
325	平成31年度行政連絡業務	南区自治会連合会	H31.4.1	35,398,080	地域に密着した住民組織である南区自治会連合会は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績と迅速性、正確性からも他に代わるものはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	南区 区民生活課 (電話:053-425-1382)
326	平成31年度浜松市高齢者住宅等生活援助員派遣業務	社会福祉法人三和会	H31.4.1	3,962,000	入札参加資格者名簿に登載があり、浜松市南区内の老人福祉施設等でデイサービス運営事業等を実施する事業者に対し、本業務の受託について意向調査を行った結果、業務を行う体制をとることが可能で、かつ受託希望がある事業者は指名した業者のみであった。平成29年度に浜松市内全域の事業者へ意向調査を行ったが、結果は同様である。また、同一の事業者が受託することにより、入居者との信頼関係を築くことができ、関係性を活かした継続的な支援ができるという利点がある。役務を提供できる事業者は他になく、継続的な事業の実施が入居者の安全かつ快適な在宅生活の支援につながる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	南区 長寿保険課 (電話:053-425-1542)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
327	平成31年度浜松市高齢者あんしん一時宿泊事業(短期宿泊事業)業務	社会福祉法人三和会外5者	H31.4.1	2,182,000	この業務は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設を保有し、かつ高齢者の処遇に精通した社会福祉法人等でなければ、この業務を行うことができない。本市は当該事業の実施にあたり、それぞれの区に所在する、資格を有する事業者と契約することにより市内全体をカバーすることになっている。このため南区に所在する事業者を指定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	南区 長寿保険課 (電話:053-425-1542)
328	平成31年度浜松市地域包括支援センター運営事業業務	医療法人社団和恵会外2者	H31.4.1	96,670,000	地域包括支援センター運営業務は、適正、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することが出来ない。南区の3か所の法人は、平成30年2月22日開催の浜松市地域包括支援センター運営協議会で委託の承認を受けた唯一の法人であり、他の法人は受託することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	南区 長寿保険課 (電話:053-425-1542)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
329	平成31年度行政連絡業務	北区自治会連合会	H31. 4. 1	41, 783, 130	北区自治会連合会は地域ネットワークが確立しており、住民に対する文書配布や回覧、簡易な調査を行う上で求められる迅速・正確・経済性から他に代わる者がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	北区 区振興課 (電話：053-523-1168)
330	浜松市奥浜名湖ツーリズムセンター	奥浜名湖観光協会	H31. 4. 1	2, 044, 000	奥浜名湖観光協会は、北区内の観光施設等の会員で構成され、地域内で緊密な連携のもと、観光振興事業を展開している団体である。奥浜名湖地域の観光情報の収集のもと、観光案内や情報発信ができ、かつ来訪者及び問い合わせに対して的確に案内をすることができる団体が他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	北区 まちづくり推進課 (電話：053-523-1114)
331	(一括) 平成31年度 浜松市 北区引佐地域17施設浄化槽 清掃業務	東名興産株式会社	H31. 4. 1	1, 640, 196	浄化槽法第35条第1項の規定により許可を受けている業者であること。浜松市一般廃棄物処理実施計画において、北区のうち引佐及び三ヶ日東部地区の浄化槽清掃業者として指定されている業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	北区 まちづくり推進課 (電話：053-523-1114)
332	平成31年度 浜松市障がい者 相談支援事業(北区)実施 業務①	社会福祉法人 聖隷福祉事業団	H31. 4. 1	9, 077, 160	障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。 それを踏まえ、本業務は、実施要綱に基づき浜松市障がい者相談支援事業者台帳に記載された事業所を運営する法人に委託することとしており、北区において台帳に登録されている事業所・法人は2事業所・1法人だけであることから、引き続き同一の2事業所を選定し、業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	北区 社会福祉課 (電話：053-523-2898)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
333	平成31年度 浜松市障がい者 相談支援事業(北区)実施 業務②	社会福祉法人 聖隷福祉事業団	H31.4.1	9,077,160	障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。 それを踏まえ、本業務は、実施要綱に基づき浜松市障がい者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、北区において台帳に登録されている事業所・法人は2事業所・1法人だけであることから、引き続き同一の2事業所を選定し、業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	北区 社会福祉課 (電話:053-523-2898)
334	平成31年度浜松市北区 (細江・引佐・三ヶ日地 域)放課後児童健全育成事 業業務	社会福祉法人浜松市社 会福祉協議会	H31.4.1	50,154,000	放課後児童クラブは、合併前から各町の社会福祉協議会に事業を委託しており、社会福祉協議会が合併してから継続して委託している。放課後児童クラブの運営は、子どもの健全育成を図るノウハウ及び地域の実情についての理解が必須とされる専門性、在籍児童を最大6年間にわたって保護者及び小学校と連携して育成するという継続性、また健全育成が適切かつ有能な人材確保及び保護者が安心して利用できる環境づくりをはじめとする信頼性が求められていることから、平成31年度においてもこの事業の運営は、社会福祉法人浜松市社会福祉協議会以外に適切な業者がない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	北区 社会福祉課 (電話:053-523-2893)
335	平成31年度浜松市地域包括 支援センター細江運営事業 業務	社会福祉法人 聖隷福祉事業団	H31.4.1	47,508,000	地域包括支援センター運営業務は、適切、公正かつ中立的な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することが出来ない。指名業者は浜松市地域包括支援センター運営協議会で委託の承認を受けた唯一の法人であり、他の法人は受託することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	北区 長寿保険課 (電話:053-523-1144)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
336	平成31年度浜松市地域包括支援センター三方原運営事業業務	社会福祉法人 公友会	H31. 4. 1	36,168,000	地域包括支援センター運営業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することが出来ない。指名業者は浜松市地域包括支援センター運営協議会で委託の承認を受けた唯一の法人であり、他の法人は受託することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	北区 長寿保険課 (電話：053-523-1144)
337	平成31年度浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務	社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会	H31. 4. 1	23,460,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱(平成29年4月1日施行)に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登載された事業所に委託するため。 (中区・東区・西区・南区・北区において台帳に登載されている事業所は1事業所のみ) (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	北区 長寿保険課 (電話：053-523-1144)
338	平成31年度 3歳児健康診査業務	一般社団法人 引佐郡 医師会	H31. 4. 1	4,669,704	専門技術が必要であり、旧引佐地域の医療機関を統括できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	北区 健康づくり課 (電話：053-523-3121)
339	平成31年度 予防接種等業務	一般社団法人 引佐郡 医師会	H31. 4. 1	63,764,794	当該業務は医師資格の必要な業務であることから、地域の安定的な接種環境を確保するため、旧引佐3町の予防接種可能な医療機関を統括することができる一般社団法人引佐郡医師会の一者特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	北区 健康づくり課 (電話：053-523-3121)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
340	平成31年度 浜松市北区救急診療業務委託	一般社団法人 引佐郡医師会	H31. 4. 1	11,872,440	<p>当該業務は医師資格の必要な業務であることから、地域の安定的な医療環境を確保するため、引佐3町(細江町・引佐町・三ヶ日町)の医療機関を統括している一般社団法人引佐郡医師会の一者特命とする。なお、夜間救急を担当する聖隷三方原病院は、30年度に引佐郡医師会に加入済である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	北区 健康づくり課 (電話:053-523-3121)
341	平成31年度 浜松市診療所臨床検査業務	株式会社 エスアールエル	H31. 4. 1	3,235,498	<p>採取した検査試料を冷凍保存する設備が診療所には無いため、採取日当日に検査試料を収集する必要があり、検査試料の有無を問わず、引佐鎮玉診療所、渋川出張診療所、伊平診療所の各診療所診療日の午後4時~午後4時30分までの間において、検査試料の回収作業が可能な業者が他に無いため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	北区 健康づくり課 引佐鎮玉診療所 (電話:053-528-5800)
342	平成31年度行政連絡業務	浜松市浜北区自治会連合会	H31. 4. 1	30,281,280	<p>広報等の文書を全世帯へ配布するには、郵送で行うよりも住民組織へ業務委託する方法が安価である。また、地域に密着した住民組織である浜北区自治会連合会は、自治会加入率が高く、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績がある。さらに、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域のコミュニティの維持および形成にも寄与することができるため、浜北区自治会連合会に委託することが総合的に優れていると判断した。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	浜北区 区振興課 (電話:053-585-1143)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
343	平成31年度 浜北区役所等管理業務	株式会社なゆた浜北	H31.4.1	11,060,258	<p>なゆた浜北は複合施設であり、区役所の専用部分のみを切り離して業務を委託することは施設の管理上難しい。電気設備や空調設備等、制御する機械は区役所専用施設外にあり、日常の運転及び障害時の対応においても中央監視室をはじめとした(株)なゆた浜北との連携が不可欠である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(株)なゆた浜北は、「なゆた浜北管理規約」第30条で区分所有法に規定する管理者となっている。 ・「なゆた浜北管理規約」第20条で、「専用部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、管理者がこれを行うことができる。」と規定されている。 ・「なゆた・浜北」の施設管理は、設備担当者は8時から22時まで、警備担当者は24時間体制で地下1階の中央監視室で共用部分、専用部分等を集中管理している。 <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	浜北区 区振興課 (電話:053-585-1146)
344	平成31年度 浜松市浜北万葉まつり関係事業業務	一般財団法人 浜松市公園緑地協会	H31.4.1	3,999,600	<p>この業務は万葉文化に広く親しんでもらうための催しであることから、公園の施設・設備を熟知していることはもとより、業務を円滑に遂行するためには、万葉集と万葉植物に関する専門的知識を有することが求められる。また、万葉まつりの実施においては、万葉関係団体との連携が必要であり、日頃より万葉関係のボランティア団体の支援や調整を行っており、曲水の宴等万葉まつり特有のイベント実施のノウハウもあるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	浜北区 まちづくり推進課 (電話:053-586-6201)
345	平成31年度 浜北区市民文化祭開催業務	浜松市浜北文化協会	H31.4.1	1,508,000	<p>本業務は、市民文化の振興を図る事を目的とした公益性の高い事業である。また、業務を円滑に実施するためには、芸術・文化に精通し、浜北区内の文化団体を統括することができる団体でなければならない。これらの要件を満たしている団体は、浜松市浜北文化協会以外になく、業務の性質と目的が競争入札に適さないものであるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	浜北区 まちづくり推進課 (電話:053-586-6201)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
346	平成31年度 浜松市亀玉協働センター及び浜松市中瀬協働センター昇降機設備保守点検業務	フジテック株式会社中部支社静岡支店	H31.4.1	1,464,480	各施設に設置された昇降機には、遠隔監視装置及び外部連絡装置が設置されている。これらの装置は、緊急時における昇降機の安全確保のための遠隔監視や、自動点検を行う設置業者独自のシステムで、設置業者以外では適切な保守管理が実施できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 号該当)	浜北区 まちづくり推進課 (電話:053-586-6201)
347	平成31年度浜北区スポーツ振興事業業務	公益財団法人浜松市体育協会	H31.4.1	1,943,999	本事業は、公益性が高く、浜北区のスポーツ振興及び普及を図るための事業であることから、浜北スポーツ祭14種目を統括できることや、区のスポーツ事情を理解した、地域住民が気軽に参加できるイベント運営が求められる。それが出来るのは、(公財)浜松市体育協会以外、見当たらないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 まちづくり推進課 (電話:053-585-1220)
348	平成31年度浜松市浜北区放課後児童健全育成事業運営業務	特定非営利活動法人学童保育はまきた	H31.4.1	115,600,000	特定非営利活動法人学童保育はまきたは、放課後児童クラブを運営するために旧浜北市内の放課後児童クラブの育成会の保護者が立ち上げた特定非営利活動法人である。当該事業の趣旨を理解し、旧浜北市からの継続性の中で、健全な運営ができる事業所は、特定非営利活動法人学童保育はまきた以外に受託できる事業所がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 社会福祉課 (電話:053-585-1121)
349	平成31年度きじの里放課後児童クラブ運営業務	社会福祉法人峰栄会	H31.4.1	6,500,000	きじの里放課後児童クラブは、内野小学校の児童数増加による既存の放課後児童クラブの利用者増に対応するために、校区内で社会福祉施設を運営している社会福祉法人峰栄会が整備したクラブ室であり、運営上、他の事業者では履行することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 社会福祉課 (電話:053-585-1121)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
350	平成31年度みゅうのおか児童クラブ運営業務	社会福祉法人天竜厚生会	H31.4.1	6,100,000	みゅうのおか児童クラブは、赤佐小学校の既存の放課後児童クラブの利用者増に対応するために、社会福祉法人天竜厚生会が整備したクラブであり、運営上、他の事業者では履行することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 社会福祉課 (電話:053-585-1121)
351	浜松市障がい者相談支援事業 (浜北区)実施業務①	社会福祉法人天竜厚生会	H31.4.1	9,077,160	障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。それを踏まえ、実施要綱に基づき浜松市障がい者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、本業務の実施区域である浜北区において台帳に登録されている事業所・法人は、3事業所・3法人だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 社会福祉課 (電話:053-585-1697)
352	浜松市障がい者相談支援事業 (浜北区)実施業務②	社会福祉法人聖隷福祉事業団	H31.4.1	9,077,160	障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。それを踏まえ、実施要綱に基づき浜松市障がい者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、本業務の実施区域である浜北区において台帳に登録されている事業所・法人は、3事業所・3法人だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 社会福祉課 (電話:053-585-1697)
353	浜松市障がい者相談支援事業 (浜北区)実施業務③	社会福祉法人みどりの樹	H31.4.1	9,077,160	障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。それを踏まえ、実施要綱に基づき浜松市障がい者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、本業務の実施区域である浜北区において台帳に登録されている事業所・法人は、3事業所・3法人だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 社会福祉課 (電話:053-585-1697)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
354	浜松市地域活動支援センターⅡ型事業業務	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	H31.4.1	18,710,112	浜松市地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱に定める台帳に登録されている事業所・法人は、市内で1者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 社会福祉課 (電話:053-585-1697)
355	平成31年度浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務(中瀬)	社会福祉法人 大善福祉会	H31.4.1	16,320,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱に基づき、高齢者元気はつらつ教室事業者台帳に登録された事業所に委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 長寿保険課 (電話:053-585-1123)
356	平成31年度浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務(平口)	社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会	H31.4.1	16,320,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱に基づき、高齢者元気はつらつ教室事業者台帳に登録された事業所に委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 長寿保険課 (電話:053-585-1123)
357	平成31年度浜松市地域包括支援センター運営事業業務(北浜)	社会福祉法人 聖隷福祉事業団	H31.4.1	36,118,000	地域包括支援センター運営事業は、適切、公平かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は浜松市包括支援センター運営協議会で当地域における委託の承認を受けた唯一の法人である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 長寿保険課 (電話:053-585-1123)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
358	平成31年度浜松市地域包括支援センター運営事業業務(しんぱら)	社会福祉法人 天竜厚生会	H31.4.1	30,918,000	地域包括支援センター運営事業は、適切、公平かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は浜松市包括支援センター運営協議会で当地域における委託の承認を受けた唯一の法人である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 長寿保険課 (電話:053-585-1123)
359	平成31年度浜松市地域包括支援センター運営事業業務(於呂)	医療法人社団 白梅会	H31.4.1	25,718,000	地域包括支援センター運営事業は、適切、公平かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は浜松市包括支援センター運営協議会で当地域における委託の承認を受けた唯一の法人である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 長寿保険課 (電話:053-585-1123)
360	平成31年度浜松市夜間・休日救急医療業務	一般社団法人浜松市浜北医師会	H31.4.1	10,257,524	救急医療が実施可能な浜北区内の医療機関を統括することができる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 健康づくり課 (電話:053-585-1171)
361	平成31年度予防接種等業務(単価契約)	一般社団法人浜松市浜北医師会	H31.4.1	230,988,178	業務遂行に必要な設備・技術を備えた医療機関が予防接種を実施することで、業務を安全かつ円滑に進めることができ、区内における実施医療機関を統括することができる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 健康づくり課 (電話:053-585-1171)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
362	浜松市佐久間歴史と民話の郷会館管理業務	特定非営利活動法人が んばらまいか佐久間	H31. 4. 1	4, 039, 200	浜松市佐久間歴史と民話の郷会館の管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化を促進し、施設の更なる利活用を図ることを目的としている。 この目的を達成するための団体としては、佐久間地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されている団体であることが求められる。 この条件を備えた団体であり、本業務を遂行できる団体は他には無いため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)
363	浜松市春野文化センター管理運営業務	特定非営利活動法人春野のえがお	H31. 4. 1	4, 600, 000	浜松市春野文化センターの管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化を促進し、施設の更なる利活用を図ることを目的としている。 この目的を達成するための団体としては、春野地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されている団体であることが求められる。 この条件を備えた団体であり、地域内に本業務を遂行できる団体は他には無いため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)
364	浜松市龍山森林文化会館管理運営業務	特定非営利活動法人ほっと龍山	H31. 4. 1	4, 914, 000	浜松市龍山森林文化会館の管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化を促進し、施設の更なる利活用を図ることを目的としている。 この目的を達成するための団体としては、龍山地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されている団体であることが求められる。 この条件を備えた団体であり、地域内に本業務を遂行できる団体は他には無いため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)
365	天竜ものづくり継承施設管理業務	特定非営利活動法人本田宗一郎夢未来想造倶楽部	H31. 4. 1	5, 579, 280	当該施設は、故本田宗一郎氏のものづくり精神を次代を担う世代に継承していくことを目的に、登録有形文化財となっている旧二俣町役場を活用する形で整備された経緯があり、設置目的に沿う活動を主体に行っている住民組織は(特非)本田宗一郎夢未来想造倶楽部しかないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
366	浜松市天竜区スポーツ振興事業業務	公益財団法人浜松市体育協会	H31.4.1	2,592,000	<p>スポーツ振興事業に関する知識や経験、各地区におけるネットワーク、開催時期、会場確保、実施種目の調整などのスキルが必要であり、この事業を円滑に進めることができる団体が他にないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	天竜区 まちづくり推進課 (電話053-922-0072)
367	浜松市天竜ツーリズムセンター運営業務	天竜区観光協会	H31.4.1	5,744,000	<p>天竜区観光協会は、観光地、物産を広く紹介し観光客の誘致拡大を図ると共に観光事業を通じて、区内の観光振興・地域振興に寄与することを目的に活動していることから本業務の目的と合致する。</p> <p>また、浜松・浜名湖ツーリズムビューローや各地域の観光協会との連携・情報共有を円滑に行うことも可能である。</p> <p>さらに、天竜区内における観光情報の発信・提供及び観光客へのサービスの拠点となる天竜ツーリズムセンターは、観光客の利便性を考慮し、新東名高速道路のインターチェンジに近く、天竜区の玄関でもある天竜浜名湖鉄道天竜二俣駅横の天竜区観光協会事務所が最適であることから、他に代替となるものはないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	天竜区 まちづくり推進課 (電話：053-922-0033)
368	浜松市天竜ボート場コース設営等業務	有限会社天龍遊船	H31.4.1	3,570,480	<p>天竜ボート場のコース設営及び撤去業務は、気象条件やダム放流などによる緊急時の対応が必要不可欠である。特に近年においては、突発的な豪雨の増加など気象状況が変化してきており、それに伴うダムの放流回数も増加している。急激な増水に伴うコースの撤去作業は、大変厳しい気象条件の中で行うこととなり、危険が伴う中で迅速かつ正確な対応が求められるため、ダム湖の地形や水流等を熟知していることや熟練した技術、経験も必要となってくる。</p> <p>以上を踏まえると、当業務の委託先としては、天竜ボート場におけるコース設営・撤去に長期にわたって携わり、他の企業・団体にはない上記の技術・経験を有している企業である有限会社天龍遊船以外にはないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	天竜区 まちづくり推進課 (電話053-922-0072)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
369	浜松市龍山森林文化会館外 27施設浄化槽保守点検及 び清掃業務	株式会社ハマエイ	H31.4.8	4,323,132	(株)ハマエイは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「し尿及び浄化槽汚泥(一般廃棄物)」の清掃を天竜区内で行うことのできる唯一の許可業者となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 まちづくり推進課 (電話:053-922-0033)
370	浜松市障がい者相談支援事業(天竜区)実施業務	社会福祉法人 天竜厚生会	H31.4.1	9,077,160	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための事業であり、実施要綱に基づき浜松市障がい者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、天竜区において台帳に登録されている事業所が1者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 社会福祉課 (電話:053-922-0024)
371	浜松市地域活動支援センターⅢ型事業業務	特定非営利活動法人 わかすぎ工房	H31.4.1	8,592,000	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための事業であり、実施要綱に基づき浜松市地域活動支援センターⅢ型事業実施施設・事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、実施区域である佐久間町において台帳に登録されている事業所が1者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 社会福祉課 (電話:053-922-0024)
372	浜松市地域活動支援センターⅢ型事業業務	特定非営利活動法人 あけぼの	H31.4.1	8,304,000	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための事業であり、実施要綱に基づき浜松市地域活動支援センターⅢ型事業実施施設・事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、実施区域である春野町において台帳に登録されている事業所が1者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 社会福祉課 (電話:053-922-0024)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
373	浜松市放課後児童健全育成業務	社会福祉法人 天竜厚生会	H31.4.1	19,590,000	<p>本業務を実施する事業者は、浜松市児童福祉法施行細則第8条の16及び浜松市放課後児童健全育成事業実施要綱第3条の規定に基づき、事前に「放課後児童健全育成事業開始届」を市長に届け出る必要があり、天竜区を実施場所として、本届出をしている事業者が他にないことから、1者特命とするものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	天竜区 社会福祉課 (電話:053-922-0023)
374	保育ママ事業	社会福祉法人 葵会すみれ寮	H31.4.1	2,371,800	<p>本事業は浜松市天竜区保育ママ事業実施要綱第3条により、保育ママを希望する者からの申込を審査し、適正であると認められる者を市長が保育ママとして認定する。認定された保育ママと個別に事業委託の契約をするため1者特命とするものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	天竜区 社会福祉課 (電話:053-922-0023)
375	浜松市生活支援ハウス運営事業	社会福祉法人 さくま	H31.4.1	8,699,450	<p>天竜区内では浜松市生活支援ハウス運営事業実施要綱に規定する施設を保有しているのは、(福)さくまのみである。また介護保険法に規定する老人デイサービスセンター等を運営する社会福祉法人であり、適切な事業運営が確保できると認められた法人であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)
376	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業(天竜地域(熊地区除く)、春野地域(春南地区除く)、水窪地域)	社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会	H31.4.1	22,338,000	<p>浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱(平成29年4月1日施行)に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登載された事業所に委託するため。〈対象エリア〉上阿多古・下阿多古・二俣・光明・竜川・水窪・春野(春南地区を除く)の7エリア</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
377	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業(天竜地域(熊地区)・龍山地域)	社会福祉法人 天竜厚生会	H31.4.1	2,380,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱(平成29年4月1日施行)に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に記載された事業所に委託するため。〈対象エリア〉 熊・龍山地域の2エリア (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)
378	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業(春野地域(春南地区))	社会福祉法人 白龍会	H31.4.1	3,060,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱(平成29年4月1日施行)に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に記載された事業所に委託するため。〈エリア〉 春野(春南地区) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)
379	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業(佐久間(浦川地区除く))	社会福祉法人 さくま	H31.4.1	3,910,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱(平成29年4月1日施行)に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に記載された事業所に委託するため。〈エリア〉 佐久間(浦川除く) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)
380	浜松市地域包括支援センター運営事業(天竜、春野)	医療法人 弘遠会	H31.4.1	37,058,000	地域包括支援センター運営業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することが出来ない。(医)弘遠会は平成31年2月27日に開催された浜松市地域包括支援センター運営協議会で天竜、春野地域の担当として、委託の承認を受けた唯一の法人であり、他の法人は受託することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
381	浜松市地域包括支援センター運営事業(佐久間、水窪、龍山)	社会福祉法人 天竜厚生会	H31.4.1	32,798,000	地域包括支援センター運営業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することが出来ない。(福)天竜厚生会は平成31年2月27日に開催された浜松市地域包括支援センター運営協議会で佐久間・水窪・龍山地域の担当として、委託の承認を受けた唯一の法人であり、他の法人は受託することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)
382	浜松市予防接種等業務	一般社団法人磐周医師会	H31.4.1	45,650,562	業務は医師免許が必要であり、各医療機関(医師)の協力が必要不可欠なため、競争入札に適さない。指名業者は、区内の医師を会員とし、統括する唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 健康づくり課 (電話:053-925-3142)
383	浜松市天竜休日救急診療所診療及び管理業務	一般社団法人磐周医師会	H31.4.1	9,343,346	本業務は医師免許が必要であり、各医療機関(医師)の協力が必要不可欠なため、指名競争入札に適さない。指名業者は、天竜区及び磐田市豊岡地区の医師を会員とし、統括する唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 健康づくり課 (電話:053-925-3142)
384	浜松市春野歯科診療所歯科技工業務(クラウン等)	歯科技工 俊光	H31.4.1	2,170,832	歯科技工物は失った歯の部分を人工的に補綴し、以前の咬み合わせを再現するものであり、デリケートな精密さが要求されることから、医師や患者の要望に対応できる技術を持った専門業者であることが必要不可欠である。歯科技工俊光については、本業務を実施できる浜松市入札参加資格を有している唯一の市内業者であることから選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 健康づくり課 (電話:053-925-3142)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
385	浜松市春野歯科診療所歯科技工業務(義歯等)	ていーす工房	H31.4.1	2,169,568	歯科技工物は失った歯の部分を人工的に補綴し、以前の咬み合わせを再現するものであり、デリケートな精密さが要求されることから、医師や患者の要望に対応できる技術を持った専門業者であることが必要不可欠である。浜松市入札参加資格を有している業者の中で、ていーす工房は技工物のやり取りが来院方式であり、歯科医師と技工士の打合せ等が可能であり、意思疎通を図ることができ、患者や歯科医師の要望が技工士に伝わりやすく、より要望に沿った技工物の政策が可能な唯一な業者であるため選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 健康づくり課 (電話:053-925-3142)
386	浜松市天竜区龍山地域通学タクシー運行業務	遠鉄タクシー株式会社	H31.4.1	1,680,134	指名競争入札に付したが入札者がなく、また、指名替えの対象となる者がなかったことから、過去に同業務を委託した実績のある者と随意契約することとしたため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当)	天竜区 龍山協働センター (電話:053-966-2111)
387	環境劇企画上演業務委託	公益社団法人教育演劇研究協会劇団たんぽぽ	R1.5.23	1,649,160	本業務は、プラスチックごみによる海洋汚染問題を環境劇により、子供たちにわかり易く伝え、問題解決のための行動に結び付けることを目的として実施するものであるが、児童または青少年の健全な育成を目的とした公益的演劇活動を行っている劇団で浜松市に拠点を置く者は、指名業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	環境部 環境政策課 (電話:053-457-6149)

正誤表（令和元年 10 月 23 日訂正）

業務委託一者特命随意契約結果一覧（平成 31 年 4 月～令和元年 6 月契約分）のうち、次の 1 件（53 番の案件）について、随意契約の理由に誤りがあったため、次のとおり訂正しました。訂正箇所は、下線の箇所です。

◆訂正前（誤）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課（施設）
53	ジュニアクワイア浜松育成事業	公益財団法人 浜松市文化振興財団	H31. 4. 1	10,962,999	ジュニアクワイア浜松の団員は、 小学3年生 から高校3年生まで、 最長9年間 の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って事業を遂行していくことが最も重要であり、求められる。 公益財団法人浜松市文化振興財団は、青少年の音楽団体育成を当財団が取り組むべき柱の事業として位置付けており、これまでの音楽文化事業の実績に加え、学校教育との連携事業を通して各学校関係者や保護者との間に深い信頼関係を築いている。このことから、本事業を遂行できる団体は当財団においてほかにはない。 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当)	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)

◆訂正後（正）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課（施設）
53	ジュニアクワイア浜松育成事業	公益財団法人 浜松市文化振興財団	H31. 4. 1	10,962,999	ジュニアクワイア浜松の団員は、 小学2年生 から高校3年生まで、 最長10年間 の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って事業を遂行していくことが最も重要であり、求められる。 公益財団法人浜松市文化振興財団は、青少年の音楽団体育成を当財団が取り組むべき柱の事業として位置付けており、これまでの音楽文化事業の実績に加え、学校教育との連携事業を通して各学校関係者や保護者との間に深い信頼関係を築いている。このことから、本事業を遂行できる団体は当財団においてほかにはない。 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当)	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)